



第2期平戸市 子ども・子育て支援 事業計画

健やかで笑顔とやさしさがあふれる
地域社会の形成



令和2年3月
長崎県 平戸市

ごあいさつ

国は、平成24年8月に少子化を始めとする日本の子ども・子育てをめぐる様々な問題を解決するため「子ども・子育て支援法」を制定し、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援業務の円滑な実施ができるよう、全ての自治体に、この取組を推進するための事業計画策定を義務付けています。

本市では、「平戸市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成」の理念の下、3つの基本施策を掲げ、教育・保育サービスの充実や子育てに関する経済的支援の充実などの、子ども・子育て支援施策に取り組んできたところです。

「第1期計画」が令和元年度末をもって終了することから、令和2年度から令和6年度までの5年間に計画期間とした「第2期平戸市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、子育て支援に関するニーズを把握するため「平戸市子育て応援ニーズ調査」を実施するとともに、これまでの取組やアンケート調査からみえてきた、子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化、新たなニーズ、課題などを再度、分析・整理し、これまでの取組を継承しながら、本市の現状に即した子ども・子育て支援の施策などを、総合的かつ計画的に推進するため策定したものでございます。

また、本計画を「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画と「子どもの貧困対策計画」も一体的に策定し、進めていく計画として位置づけます。具体的には、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の取組に係る実施の方策を示すとともに、近年顕在化した子どもの貧困に対応するため、経済的な面だけではなく、学習や健康など多面的な視点に立ち、総合的に取り組むこととしております。

アンケート調査へのご協力やご意見・ご提案をいただいた市民の皆様、計画策定にご尽力いただきました平戸市子ども・子育て会議の委員の皆様、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼申し上げます。

本計画が次代の平戸を担う子どもたちの健やかな成長につながるよう、計画の推進に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年3月

平戸市長 黒田 成彦

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. これまでの子ども・子育て支援の概要.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の策定体制.....	4
5. 計画期間.....	5
6. 市民意見の反映.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境.....	6
1. 人口・世帯・人口動態等.....	6
2. 第1期計画の進捗状況と評価.....	16
第3章 ニーズ調査の結果概要及び課題.....	26
1. 調査の目的.....	26
2. 調査時期.....	26
3. 調査対象者等.....	26
4. 調査方法.....	26
5. 回収状況.....	26
6. 概要と前回調査との比較.....	27
7. 長崎県子どもの生活に関する実態調査結果からの視点.....	36
8. 子ども・子育て支援の課題.....	39
第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	40
1. 基本理念.....	40
2. 施策の構成と基本方針.....	41
第5章 次世代育成支援に関わる施策.....	42
1. 地域における子育ての支援.....	42
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	47
3. 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備.....	52
4. 子育てを支援する生活環境の整備.....	56
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	56
6. 子ども等の安全の確保.....	57
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	59

第6章 幼児期の学校教育・保育の量的拡大・確保.....	66
1. 教育・保育の提供区域の設定.....	66
2. 教育・保育における「量の見込み」と「確保の方策」.....	70
3. 教育・保育の一体的提供推進.....	78
4. 教育・保育の提供推進にあたり必要な視点.....	78
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	78
第7章 地域子ども・子育て支援事業の確保と充実.....	79
1. 地域子ども・子育て支援事業の実施.....	79
2. 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	95
3. 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備.....	95
4. 専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携.....	95
5. 新・放課後子ども総合プランへの対応.....	95
第8章 計画の推進体制.....	97
1. 関係機関等との連携.....	97
2. 計画の達成状況の点検・評価.....	98
資料.....	99
平戸市子ども・子育て会議条例.....	99
平戸市子ども・子育て会議 委員名簿.....	101

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から新たな「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

これに伴い平戸市（以下「本市」という。）では、平成27年に「平戸市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、新制度への移行とともに子育て支援サービスに係る利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、本市における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ第1期計画の下に、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

しかし、その後も全国的には待機児童の解消、幼児教育・保育の無償化、子育て支援対策の加速化、働き方改革、子どもの貧困問題等、保護者や子どもを取り巻く環境や問題が多様化していく中で、今後は保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

本市ではこのような状況を踏まえ、第1期計画が令和元（2019）年度末をもって終了することから、子育て支援に関するニーズを把握するため「平戸市子育て応援ニーズ調査」を実施して、本市の現状を再度、分析・整理し、実施主体として引き続き子ども・子育て支援新制度の取組を計画的に推進していくため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第2期平戸市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2. これまでの子ども・子育て支援の概要

平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するべく施行されています。

子ども・子育て関連 3 法（平成 24 年 8 月 22 日公布）

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
（上記 2 法に伴う児童福祉法ほかの改正）

主な目的

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

主なポイント

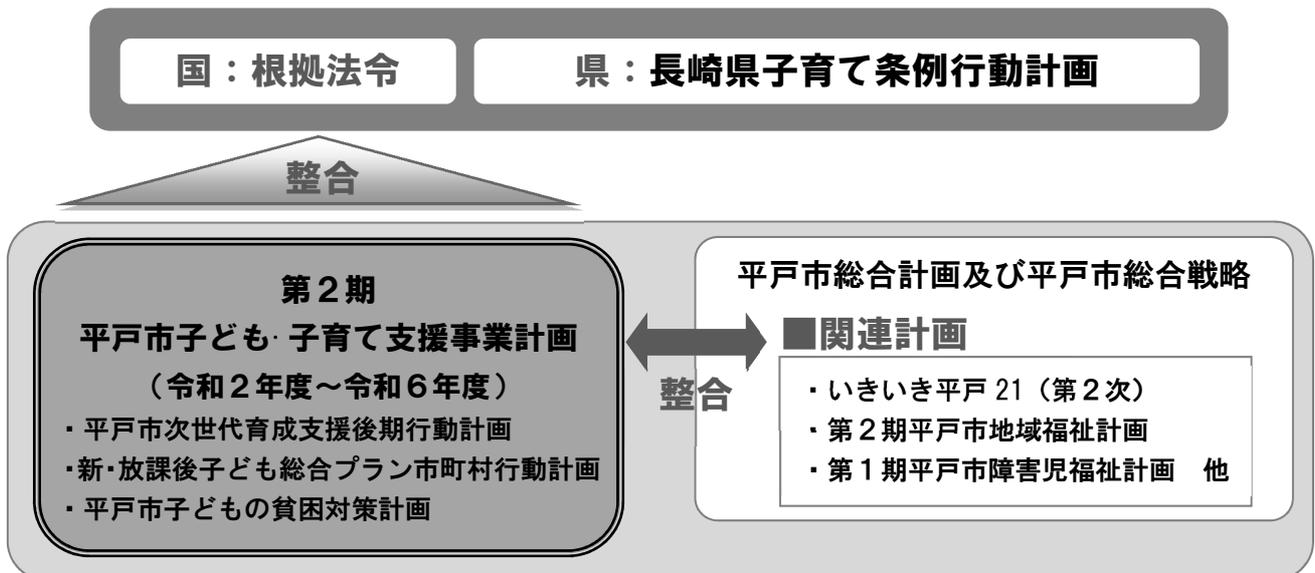
1. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
2. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援
4. 基礎自治体（市町村）が実施主体
5. 社会全体による費用負担
6. 子ども・子育て会議の設置

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。また、国より示された子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組む施策、事業の目標や実施時期を明らかにして取組を推進します。

また、第1期計画にて定められた事業・施策は次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけられており、本計画においても同様に包含し、新たに「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画と子どもの貧困対策の推進に関する法律において努力義務でもある「子どもの貧困対策計画」も一体的に策定し、進めていく計画として位置づけます。

策定にあたっては、上位計画となる「平戸市総合計画」や「平戸市総合戦略」の子どもと子育て家庭に関わる施策や関連施策と整合性を持つものとしています。



◎根拠法令

子ども・子育て関連3法

- ◎子ども・子育て支援法
- ◎認定こども園法
- ◎関連整備法

法的位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針に即して策定します。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」としても位置づけられています。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の趣旨を踏まえ、本市の実情に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として計画の中に位置づけています。

なお、「子ども・子育て支援法」第61条には、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられており、次の内容について市町村が計画することとなっています。

●市町村計画に盛り込むべき事項（国の定める基本指針）

【必須記載事項】

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

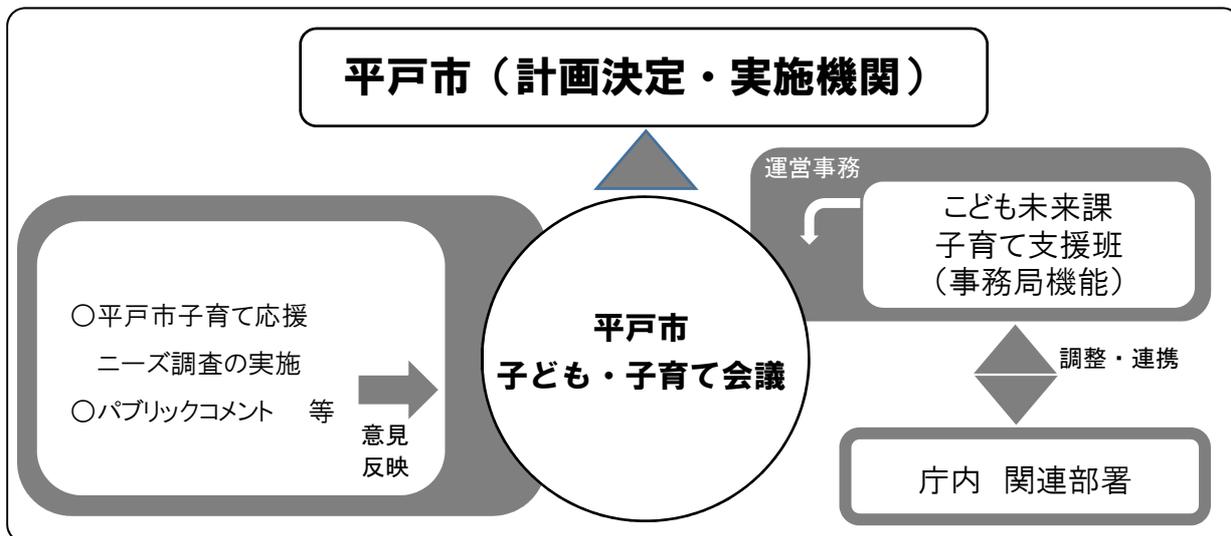
【任意記載事項】

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - 児童虐待防止対策の充実
 - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - 障害児施策の充実等
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づき、平戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置します。

子ども・子育て会議は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定並びに本計画に関して意見を示し、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項、実施状況を調査審議します。



5. 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても法制度の変更や社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行うこととします。

平成				令和					
27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
					第2期平戸市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				
第1期計画									

6. 市民意見の反映

本計画の策定にあたっては、子どもたち自身、子育て中の保護者及び子育てを担う市民の皆様のご意見を広く聴く機会を設けています。

-
- ①平戸市子育て応援ニーズ調査の実施
 - ②パブリックコメントの実施
 - ③子ども・子育て会議による委員の皆様からのご意見
-

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

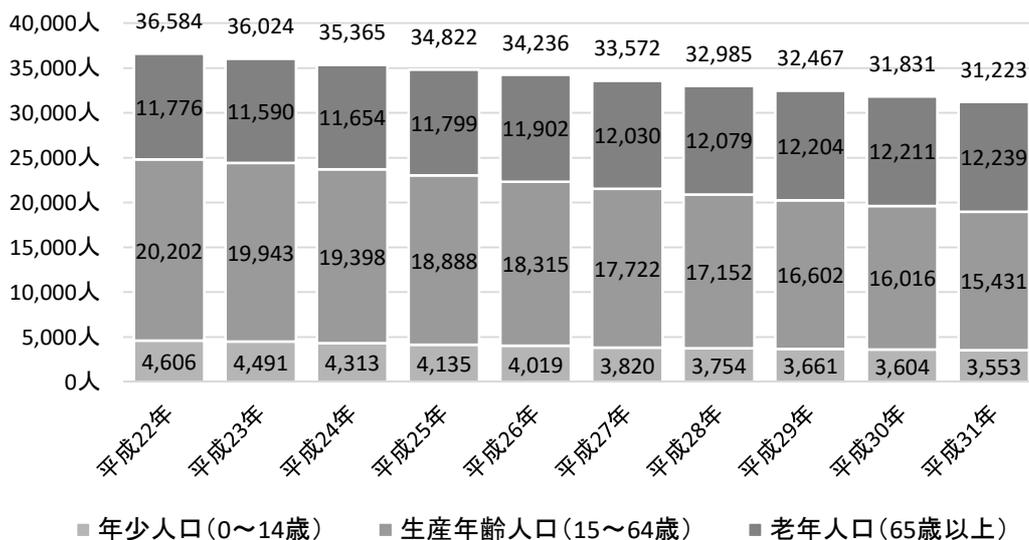
1. 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

本市の住民基本台帳による総人口の推移では、平成22年から平成31年にかけて5,361人(▲14.7%)の減少がみられ、年少人口(0～14歳)においては1,053人(▲22.9%)の減少がみられます。

総人口、年少人口ともに減少傾向で、全国の傾向と同様に少子化の傾向であり、総人口に対する年少人口の割合をみると、平成26年まで減少となっているものの、直近の5年間(平成27年～平成31年)では11.3～11.4%で変動が少ない状況となっています。

■平戸市における年齢(3区分)別人口の推移(各年4月1日現在)



【単位：人】

	平成									
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
総人口	36,584	36,024	35,365	34,822	34,236	33,572	32,985	32,467	31,831	31,223
年少人口	4,606	4,491	4,313	4,135	4,019	3,820	3,754	3,661	3,604	3,553
生産年齢人口	20,202	19,943	19,398	18,888	18,315	17,722	17,152	16,602	16,016	15,431
老年人口	11,776	11,590	11,654	11,799	11,902	12,030	12,079	12,204	12,211	12,239
総人口に対する年少人口の割合(%)	12.6	12.5	12.2	11.9	11.7	11.4	11.4	11.3	11.3	11.4

資料：住民基本台帳 各年4月1日

地区別人口

本市の各地区における就学前児童（0～5歳）・小学校児童（6～11歳）の人口の推移をみると、一部の地区を除いて減少傾向となっています。特に、就学前児童（0～5歳）で減少となっているのは生月地区、小学校児童（6～11歳）では平戸北部地区、生月地区となっています。平戸南部地区、田平地区においてはいずれも増加傾向となっています。

■地区別就学前児童（0～5歳）・小学校児童（6～11歳）人口の推移

【単位：人】

地区	年齢	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
度島	0～5歳	31	34	39	44	29
	6～11歳	42	36	33	30	33
平戸北部	0～5歳	514	494	498	487	494
	6～11歳	558	527	524	518	504
平戸中部	0～5歳	143	136	135	136	135
	6～11歳	168	165	164	156	153
平戸南部	0～5歳	193	199	185	179	160
	6～11歳	183	188	195	187	196
大島	0～5歳	20	24	23	25	23
	6～11歳	44	46	40	42	39
生月	0～5歳	162	138	118	120	112
	6～11歳	243	232	233	224	202
田平	0～5歳	382	373	383	377	385
	6～11歳	342	335	344	363	365

資料：住民基本台帳 各年4月1日

(2) 将来の人口推計

0歳～11歳の子どもの数について、平成26年から平成30年の1歳年齢ごと男女別人口と出生率を基に、将来の人口を推計した結果は以下のとおりとなります。

本計画の期間中（令和2～6年度）にかけて、0歳～5歳（就学前児童）、6歳～11歳（小学校児童）のいずれも減少していくと予想されます。

■平戸市の児童人口推計

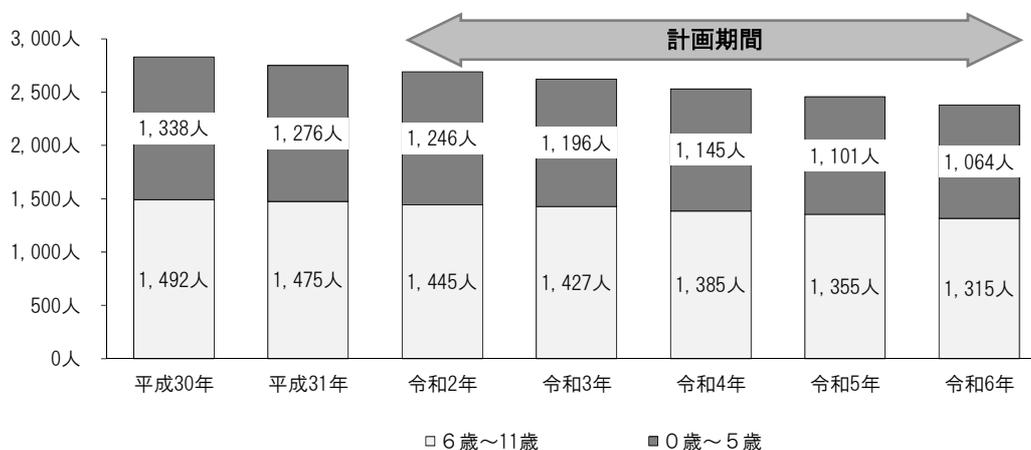
【単位：人】

年齢	実績		計画期間 推計				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	200	190	185	180	174	169	163
1歳	215	201	191	186	181	175	170
2歳	229	217	204	194	189	184	178
3歳	230	225	213	200	190	185	180
4歳	214	229	224	212	199	189	184
5歳	250	214	229	224	212	199	189
0歳～5歳	1,338	1,276	1,246	1,196	1,145	1,101	1,064
6歳	237	249	213	228	223	211	198
7歳	244	242	254	217	232	227	215
8歳	263	236	234	246	210	224	219
9歳	248	270	242	240	252	215	229
10歳	239	242	263	236	234	246	210
11歳	261	236	239	260	234	232	244
6歳～11歳	1,492	1,475	1,445	1,427	1,385	1,355	1,315
0歳～11歳	2,830	2,751	2,691	2,623	2,530	2,456	2,379

※実績：各年4月1日現在（住民基本台帳）

※推計：複数年の変化率（コーホート変化率）を基に推計

■平戸市の就学児及び未就学児の人口推計

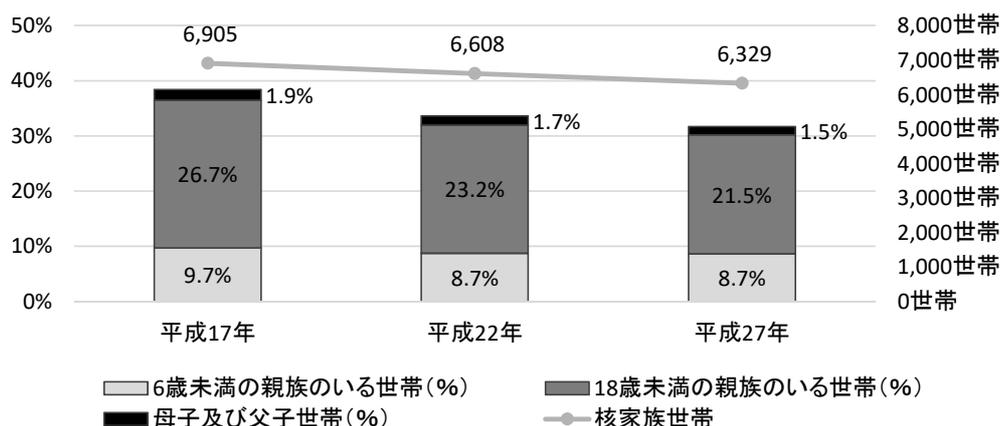


(3) 世帯の状況

本市の一般世帯は減少傾向を示し、平成27年には12,372世帯となっています。そのうち核家族世帯は6,329世帯となり、うち6歳未満の親族のいる世帯が8.7%を占め、18歳未満の親族のいる世帯は減少傾向となり21.5%を占めています。

また、母子及び父子世帯が減少傾向となり1.5%を占めています。

■各世帯の家族類型における子どものいる世帯割合の推移



資料：総務省統計局 国勢調査

※母子及び父子世帯については一般世帯に対する割合

【単位：世帯・%】

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	13,501	12,837	12,372
核家族世帯	6,905	6,608	6,329
核家族世帯 (%)	51.1%	51.5%	51.2%
6歳未満の親族のいる世帯	672	578	548
6歳未満の親族のいる世帯 (%)	9.7%	8.7%	8.7%
18歳未満の親族のいる世帯	1,846	1,534	1,362
18歳未満の親族のいる世帯 (%)	26.7%	23.2%	21.5%
母子及び父子世帯	262	214	189
母子及び父子世帯 (%)	1.9%	1.7%	1.5%

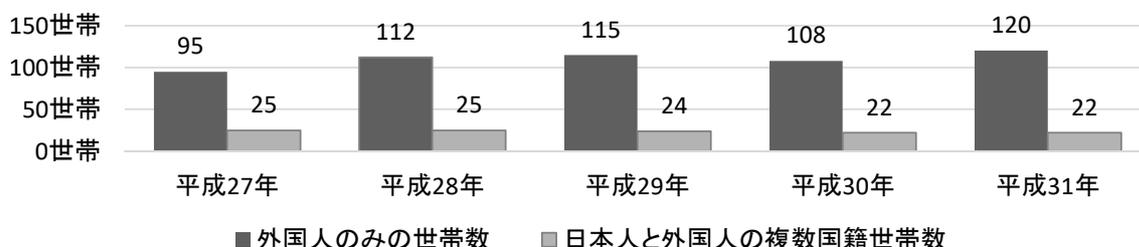
資料：総務省統計局 国勢調査

※国勢調査における「母子世帯」とは、世帯の家族類型の「核家族世帯」に含まれる「女親と子どもから成る世帯」のうち、未婚、死別又は離別の女親と未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯と定義している。したがって、20歳以上の子どもが1人でもいる世帯や、父親の単身赴任や長期出張などによって、調査時に女親と子どものみとなっている世帯は含めていない。

(4) 外国人世帯の状況

本市の外国人のみの世帯は増加傾向であり、平成28年には100世帯を超えています。また、日本人と外国人の複数国籍世帯は、緩やかな減少となっています。

■外国人の世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯の推移



資料：住民基本台帳 各年4月1日

(5) 各種障害者手帳の保有者数の状況

本市の各種障害者手帳の保有者数は表のとおりです。それぞれの「0～17歳」の推移は、身体障害者手帳保有者数は減少傾向、療育手帳保有者数は増減を繰り返している状況、精神障害者保健福祉手帳保有者数は増加傾向となっています。

■各種障害者手帳の保有者数の推移

【単位：人】

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
身体障害者手帳保有者数	0～17歳	22	19	18	17
	18歳以上	2,452	2,534	2,345	2,321
療育手帳保有者数	0～17歳	49	52	46	48
	18歳以上	354	365	379	389
精神障害者保健福祉手帳保有者数	0～17歳	4	4	8	9
	18歳以上	271	283	284	284

資料：平戸市（各年年度末）

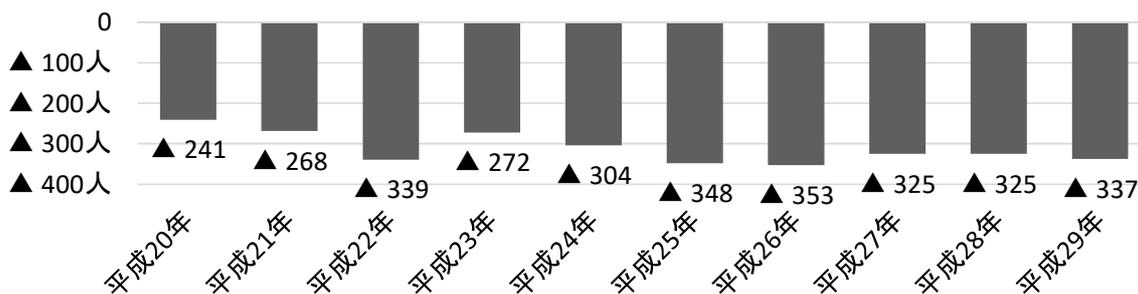
(6) 自然動態・社会動態

自然動態（出生－死亡）では、出生数は穏やかな減少傾向ですが、死亡数は各年で変動している状況です。

社会動態（転入－転出）では、各年とも転出者が転入者を上回っている状況は変わりませんが、平成23年以降は、転出者の減少傾向がみられます。

平戸市における自然動態・社会動態の推移

■平戸市の自然動態

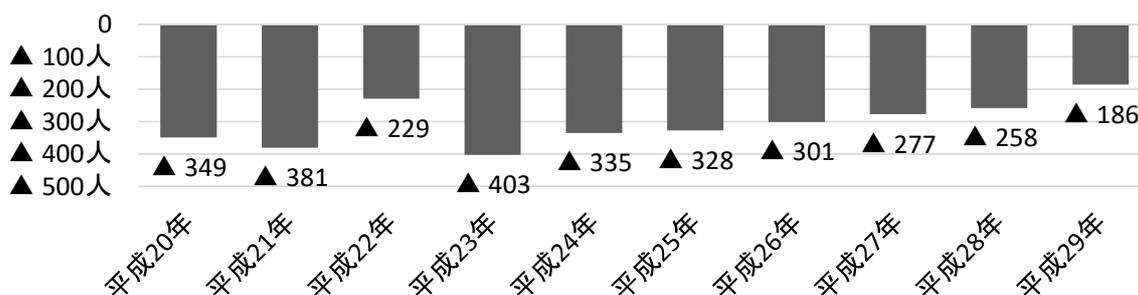


【単位：人】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生	241	250	229	249	237	216	225	219	218	212
死亡	482	518	568	521	541	564	578	544	543	549
増減	▲241	▲268	▲339	▲272	▲304	▲348	▲353	▲325	▲325	▲337

資料：住民基本台帳人口要覧

■平戸市の社会動態



【単位：人】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
転入	1,075	989	985	894	926	913	861	932	865	934
転出	1,424	1,370	1,214	1,297	1,261	1,241	1,162	1,209	1,123	1,120
増減	▲349	▲381	▲229	▲403	▲335	▲328	▲301	▲277	▲258	▲186

資料：住民基本台帳人口要覧

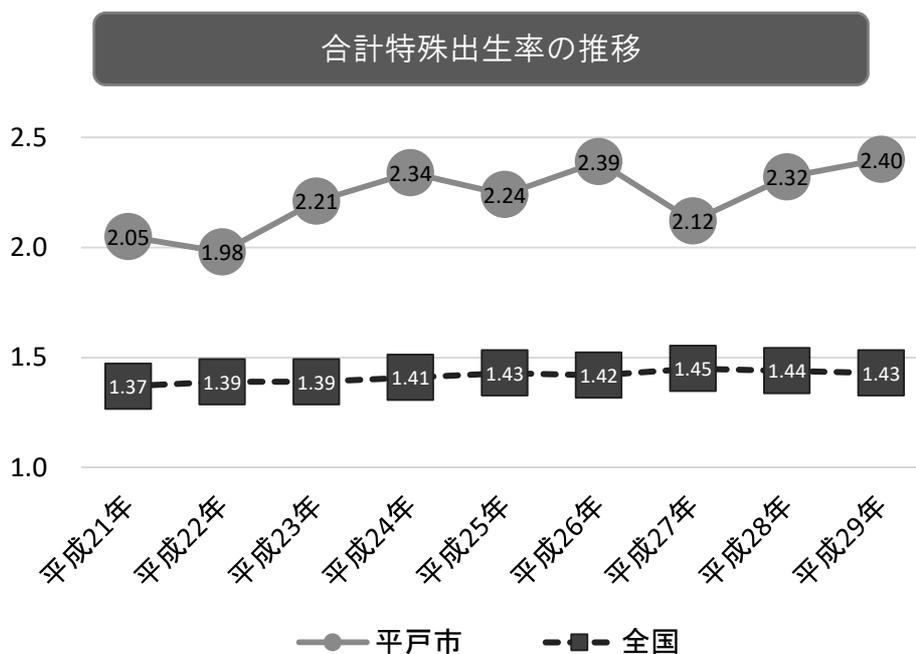
(7) 出生の状況

出生の状況は、合計特殊出生率において全国の傾向と比較すると平戸市は高い数値を示し、平成29年は2.40という数値となっています。その推移も変動はありますが、平成23年以降は2.0以上が続いています。

■平戸市の出生の状況

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数（平戸市）	229人	249人	237人	216人	225人	219人	218人	212人
出生率（平戸市）	6.3	6.9	6.7	6.2	6.6	6.5	6.6	6.5
合計特殊出生率	1.98	2.21	2.34	2.24	2.39	2.12	2.32	2.40
全国 合計特殊出生率	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：住民基本台帳人口要覧、長崎県福祉保健課基礎資料衛生統計
※出生率：人口千人あたりの出生の件数



資料：住民基本台帳人口要覧、長崎県福祉保健課基礎資料衛生統計

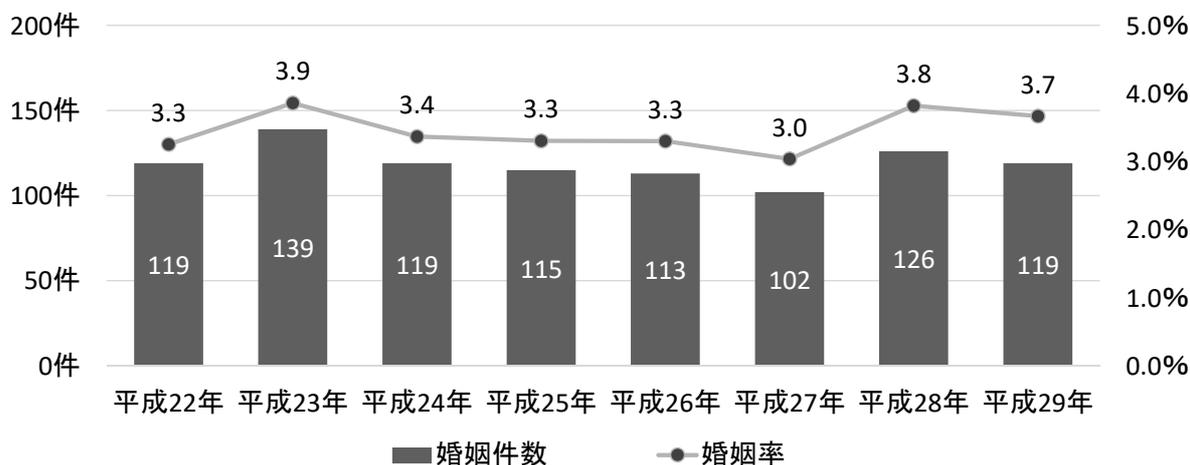
※ 合計特殊出生率

15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(8) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数、婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）は、平成23年から平成27年まで減少傾向にありましたが、平成28年以降増加傾向となっています。

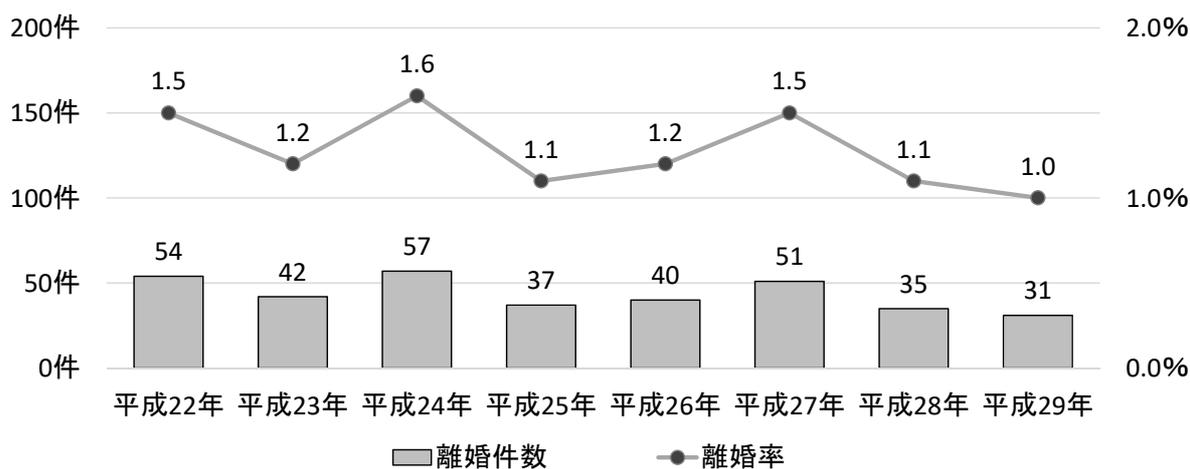
■平戸市における婚姻の状況



資料：平戸市主要統計指標

離婚件数、離婚率（人口千人あたりの離婚件数）は、年による変動はありますが、減少傾向で推移しています。

■平戸市における離婚の状況



資料：平戸市主要統計指標

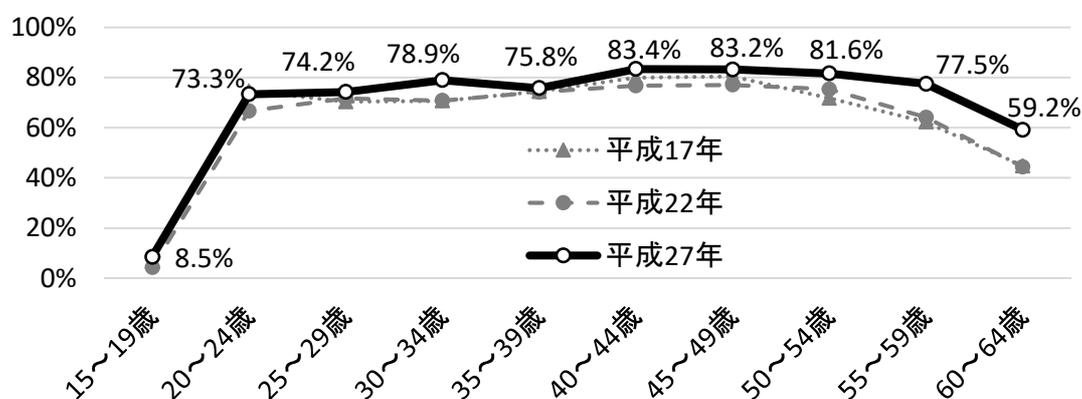
(9) 就労の状況

国は「女性（25-44歳）の就業率80%以上」を目標として掲げていますが、平成17年から平成27年にかけての本市における女性（25-44歳）の就業率は、30歳から34歳の年齢層以外の大きな増加はみられませんが、全体的には増加傾向がうかがえます。平成27年では、国や県と比較しても高い水準となっています。

■平戸市における女性の年齢別就業率の推移

【単位：％】

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
平成17年	6.8	74.5	70.3	70.7	74.4	79.9	80.4	71.8	62.2	44.8
平成22年	4.4	66.7	71.6	70.8	74.1	76.7	77.0	75.3	64.1	44.4
平成27年	8.5	73.3	74.2	78.9	75.8	83.4	83.2	81.6	77.5	59.2

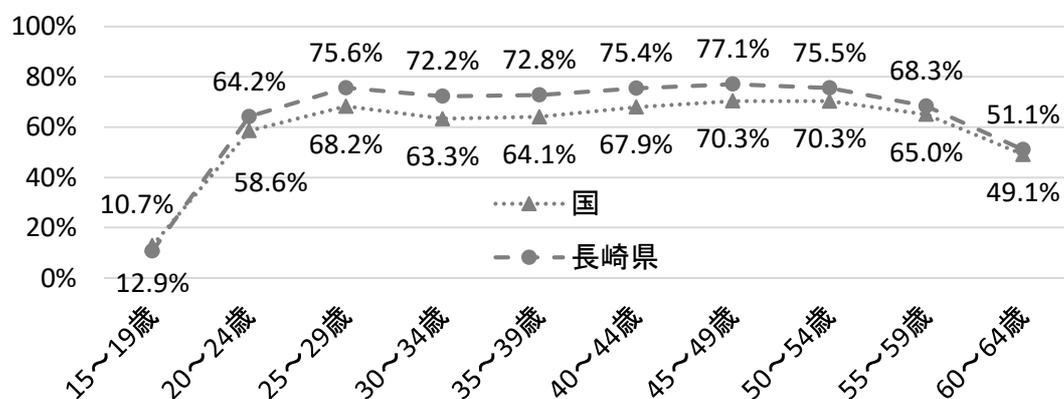


資料：総務省統計局 国勢調査

■国・長崎県・平戸市における女性の年齢別就業率（平成27年）

【単位：％】

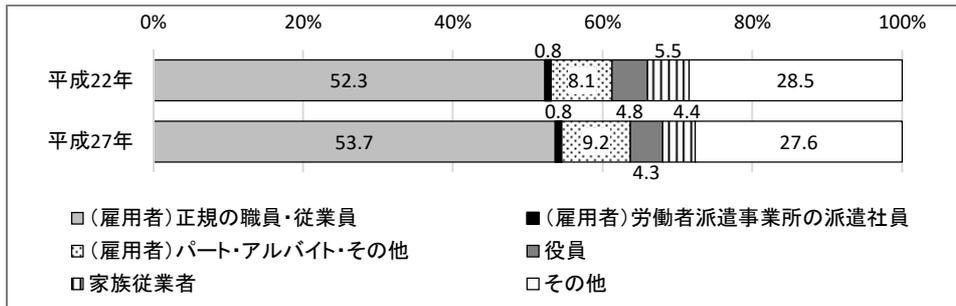
	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
国	12.9	58.6	68.2	63.3	64.1	67.9	70.3	70.3	65.0	49.1
長崎県	10.7	64.2	75.6	72.2	72.8	75.4	77.1	75.5	68.3	51.1
平戸市	8.5	73.3	74.2	78.9	75.8	83.4	83.2	81.6	77.5	59.2



資料：総務省統計局 国勢調査 平成27年

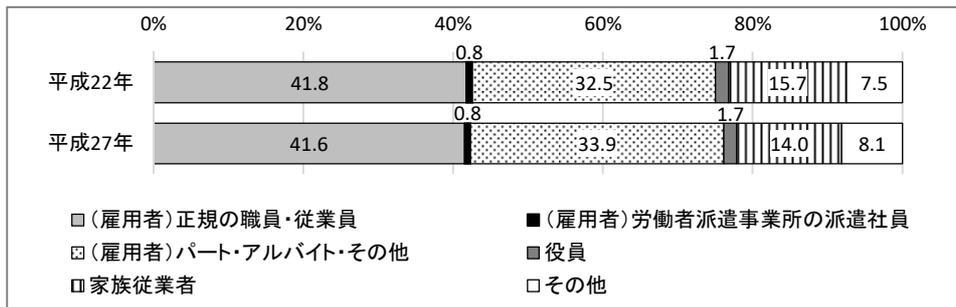
また、就業形態については、男性は半数以上が「正規の職員・従業員」で、「パート・アルバイト・その他」は平成27年では9.2%となり、全体的には大きな変化はうかがえません。女性については「家族従業者」の割合が平成27年ではやや減少するものの、男性と同様に全体的には大きな変化はうかがえません。

■男性 従業上の地位別従業者数の割合



資料：総務省統計局 国勢調査

■女性 従業上の地位別従業者数の割合



資料：総務省統計局 国勢調査

2. 第1期計画の進捗状況と評価

第1期計画では期間中、教育・保育施設の需要量及び確保の方策を示し、これに取り組んできました。下の表は第1期計画におけるそれぞれの計画値を示したのですが、「量の見込み」は計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量であり、「確保の内容」はその需要に対して提供する本市の計画値を示しています。

また、計画期間中の実績と比較し、本計画の見直しの参考としました。

(1) 教育・保育

▼1号認定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	56人	51人	50人	46人	44人
②確保の内容	270人	255人	255人	98人	93人
③実績	49人	68人	73人	64人	-人
③-②	▲221人	▲187人	▲182人	▲34人	-人

【評価】

1号認定は、平戸幼稚園、新制度未移行幼稚園、認定こども園（4園）で対応しているものの、度島地区・平戸中部地区・平戸南部地区・大島地区の幼稚園、認定こども園がない地域では、教育利用希望は対応できていません。

▼2号認定（教育希望含む）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	663人	641人	627人	609人	586人
②確保の内容	716人	594人	594人	591人	606人
③実績	558人	568人	582人	592人	-人
③-②	▲158人	▲26人	▲12人	1人	-人

【評価】

2号認定は、定員超過の保育所等が見受けられましたが、定員の120%まで定員を変更せずに児童を入所させることができる「定員の弾力運用」により対応しています。

幼稚園、保育所、認定こども園がない地区については、へき地保育所で対応しています。へき地保育所については、地域型保育事業への移行も検討しましたが、移行には至っていません。

平戸北部地区・平戸中部地区・田平地区・生月地区は全体的に保育所定員超過となっている状況です。

▼ 3号認定（1-2歳）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	310 人	302 人	296 人	287 人	279 人
②確保の内容	334 人	390 人	390 人	390 人	367 人
③実績	296 人	298 人	335 人	357 人	-人
③-②	▲38 人	▲92 人	▲55 人	▲33 人	-人

▼ 3号認定（0歳）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	129 人	126 人	120 人	117 人	116 人
②確保の内容	80 人	90 人	90 人	90 人	117 人
③実績	65 人	52 人	71 人	48 人	-人
③-②	▲15 人	▲38 人	▲19 人	▲42 人	-人

【評価】

3号認定は、定員超過の保育所等が見受けられましたが、定員の120%まで定員を変更せずに児童を入所させることができる「定員の弾力運用」により対応しています。

幼稚園、保育所、認定こども園がない地区については、へき地保育所に対応しています。へき地保育所については、地域型保育事業への移行も検討しましたが、移行には至っておりません。

平戸北部地区・平戸中部地区・田平地区・生月地区は全体的に保育所定員超過となっている状況です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①実施か所数	1 か所				
②実績	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
②-①	▲1 か所	▲1 か所	▲1 か所	0 か所	0 か所

【評価】

平成 30 年度に母子保健コーディネーターを設置し、母子保健型を実施しました。妊婦全員に対する面談を実施し、個々に応じたサービスをする等、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整え、令和 2 年度に子育て包括支援センターを開設する予定です。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,788 人日	3,706 人日	3,694 人日	3,626 人日	3,601 人日
②確保の内容	3,666 人日	3,627 人日	3,608 人日	3,553 人日	3,528 人日
③実施か所数	3 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
④実績	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所
④-③	0 か所	▲1 か所	▲1 か所	▲1 か所	▲1 か所

※区域は【度島】、【平戸北部】、【平戸中部・平戸南部】、【生月】、【田平】にて区分

【評価】

地域子育て支援拠点施設として、平戸北部地区に「あいちゃん広場」、田平地区に「トコトコ」を設置し、育児相談等を行いました。平戸中部・南部地区においては、「トコトコ」の出張ひろば（トコトコ in 紐差、トコトコ in 津吉）で週 1 回育児相談等を行いました。度島地区においてはニーズがあったものの、実施に至っていない状況です。出張ひろば等で対応できないか、今後、検討していきます。

③ 妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	211 人	202 人	201 人	196 人	191 人
②確保の内容	211 人	202 人	201 人	196 人	191 人
③実績	221 人	202 人	206 人	190 人	-人
③-②	10 人	0 人	5 人	▲6 人	-人

(年間利用人数)

【評価】

母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の受診票 14 回分を交付しています。妊婦健康診査を受診すると、一定内容の健診項目について健診費用の自己負担額が軽減されます。これまでと同様の方法で実施を継続します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	217 人	211 人	202 人	201 人	196 人
②確保の内容	217 人	211 人	202 人	201 人	196 人
③実績	218 人	222 人	198 人	195 人	-人
④(実施率)	(98.6%)	(100%)	(100%)	(100%)	(-%)
③-②	1 人	11 人	▲4 人	▲6 人	-人

(年間延べ人数)

【評価】

「新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)」として実施しており、同様の体制で継続します。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	42 人				
②確保の内容	42 人				
③実績	32 人	59 人	46 人	72 人	-人
③-②	▲10 人	17 人	4 人	30 人	-人

(年間延べ人数)

【評価】

事業の性質から、あらかじめ将来のニーズ量を見込むことは困難ですが、現在の体制で継続実施していきます。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	79 人日	75 人日	74 人日	72 人日	69 人日
②確保の内容	0 人日	75 人日	75 人日	75 人日	75 人日
③実績	0 人日				
③-②	0 人日	▲75 人日	▲75 人日	▲75 人日	▲75 人日

(年間延べ人数)

【評価】

現在、本市では実施しておらず、過去の利用実績もありません。ファミリー・サポート・センター事業での対応も検討しましたが、実施に至っていません。

施設での宿泊を伴う対応は、現状では難しいと考えられ、対応が可能かどうか検討していきます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や就学児を対象に、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等の見込みと確保の内容について記載しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （低学年）	0 人日				
②量の見込み （高学年）	0 人日				
③確保の内容	0 人日				
④実績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	-人
④-③	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	-人

（年間延べ人数）

※事業の開始は平成 29 年度より

【評価】

「平戸市ファミリー・サポート・センター（平戸市社会福祉協議会委託）」を設置し、事業を展開していますが、利用実績が少ない状況です。会員及び利用実績の増加を図るため、さらなる事業周知を行います。また、現在、ファミリー・サポート・センター事業では、宿泊を伴う児童の預かり、病児・病後児の預かりなどは実施していない状況です。児童の預かりの際の提供会員の不安解消に努めるため、医療機関等とのサポート体制の構築などを検討していきます。

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園での預かり保育

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10,800 人日	10,123 人日	9,575 人日	9,214 人日	8,468 人日
②確保の内容	10,020 人日	9,239 人日	8,691 人日	8,307 人日	7,699 人日
③実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
④実績	4,162 人日	4,175 人日	3,776 人日	3,308 人日	-人日
⑤（実施か所数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	1 か所
④-②	▲5,858 人日	▲5,064 人日	▲4,915 人日	▲4,999 人日	-人日

（年間延べ人数）

※区域は【度島】、【平戸北部・生月・田平】、【平戸中部・平戸南部】、【大島】にて区分

【評価】

公立幼稚園 1 か所、新制度未移行幼稚園 1 か所に対応しています。

幼稚園以外での預かり保育

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,327 人日	4,120 人日	4,036 人日	3,916 人日	3,783 人日
②確保の内容	3,032 人日	4,133 人日	4,049 人日	3,930 人日	3,796 人日
一時預かり事業(在園児対象型を除く)	3,020 人日	3,296 人日	3,229 人日	3,133 人日	3,026 人日
ファミリー・サポート・センター	0 人日	824 人日	807 人日	784 人日	757 人日
③実施数	12	13	13	13	13
④実績	1,481 人日	1,469 人日	1,456 人日	1,115 人日	-人日
一時預かり事業(在園児対象型を除く)	1,481 人日	1,469 人日	1,456 人日	1,115 人日	-人日
ファミリー・サポート・センター	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	-人日
⑤（実施数）	7 か所	10 か所	11 か所	10 か所	-か所
④-②	▲1,551 人日	▲2,664 人日	▲2,593 人日	▲2,815 人日	-人日

（年間延べ人数）

※区域は【度島】、【平戸北部・生月・田平】、【平戸中部・平戸南部】、【大島】にて区分

【評価】

本市の教育・保育施設においては、保育士の確保が難しく、一時預かりのための保育士確保まで手が回らない状況であり、子ども・子育て支援交付金事業の対象とならない場合が多くなっています。それぞれの施設において任意に事業を行っている状況です。保育士確保のための施策を検討していきます。

⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27,500 人日				
②確保の内容	27,500 人日				
③実施か所数	13 か所				
④実績	20,462 人日	25,139 人日	24,671 人日	21,795 人日	-人日
⑤(実施か所数)	(13 か所)	(13 か所)	(13 か所)	(13 か所)	(-か所)
④-③	▲7,038 人日	▲2,361 人日	▲2,829 人日	▲5,705 人日	-人日

(年間延べ人数)

※区域は【度島】、【平戸北部・生月・田平】、【平戸中部・平戸南部】、【大島】にて区分

【評価】

度島では、第1期計画におけるニーズ調査において量の見込みが0であったものの、計画期間内に事業実施の要望がありました。現状では延長保育は困難であるため、今後、需要等を見極め、対応を検討していきます。大島地区については、ニーズも認められませんでした。今後の需要をみながら対応を検討します。

子ども・子育て支援交付金事業の要件を満たす場合については、事業に対する補助を継続して実施します。

⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,556 人日	1,501 人日	1,477 人日	1,451 人日	1,408 人日
②確保の内容 病児保育事業 (体調不良児)	1,440 人日				
③実績	418 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
④(実施か所数)	(1 か所)	(0 か所)	(0 か所)	(0 か所)	(0 か所)
③-②	▲1,022 人日	▲1,440 人日	▲1,440 人日	▲1,440 人日	▲1,440 人日

(年間延べ人数)

【評価】

アンケートでは「父親が休んだ(27.7%)」、「母親が休んだ(89.2%)」、と親が休んで対応しているケースが多くみられ、また、「できれば父母いずれかが仕事を休んで看たい(59.5%)」の数値も半数以上であったことから、必ずしも施設へ預けることを希望していないことがうかがえます。休んで看ることが難しい理由として「子どもの看護を理由に休みが取れない(8.0%)」と回答もあることから、職場環境・社会環境の改善も重要と考えられます。

病児・病後児保育の対応として、ファミリー・サポート・センター事業によるものも考えられますが、現状としては、預かり時における提供会員の不安感等の理由により病児・病後児の預かり保育は行っていません。また、医療機関では、医師不足が慢性化しており、保育施設では、保育士の確保に苦慮している状況であります。

今後、上記のことを踏まえ、需要を把握するとともに医療機関等との連携を図り、事業実施を検討していきます。

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （低学年）	253 人	255 人	253 人	249 人	236 人
②量の見込み （高学年）	114 人	114 人	111 人	108 人	108 人
③量の見込み （計）	367 人	369 人	364 人	357 人	344 人
④確保の内容	220 人	260 人	317 人	321 人	318 人
⑤実施か所数	4 か所	5 か所	7 か所	7 か所	7 か所
⑥実績	225 人	261 人	243 人	237 人	-人
⑦（実施か所数）	（5 か所）				
⑥-④	5 人	1 人	▲74 人	▲84 人	-人

※区域は【度島】、【平戸北部】、【平戸中部】、【平戸南部】、【生月】、【田平】、【大島】にて区分

【評価】

平戸北部地区で2か所、田平地区で2か所、生月地区で1か所実施しています。田平地区においては、定員を超える入所希望があるものの、保育所での小学校低学年預かり事業等の活用を行っている状況です。平戸南部地区においては、令和3年度の事業開始を検討中です。平戸中部地区、度島地区、大島地区においては、ニーズ等が少ないことから、今後のニーズの高まり等を把握し、検討していきます。

第3章 ニーズ調査の結果概要及び課題

1. 調査の目的

子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ、子育てに関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に生かすとともに、「平戸市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするために実施しました。

2. 調査時期

平成30年11月から12月にかけて実施。

3. 調査対象者等

(1) 就学前児童の保護者

平成30年10月1日現在、平戸市在住の就学前児童の保護者。

(2) 小学校児童の保護者

平成30年10月1日現在、平戸市在住の小学校3年生以下児童の保護者。

※(1)、(2)ともに末のお子さんについて、アンケート内容に回答していただきました。

4. 調査方法

(1)については、子どもが保育所や幼稚園に在園している方は保育所や幼稚園を通じての配布・回収し、家庭で子育てをしている方には郵送による配布・回収を行いました。

(2)については、小学校を通じての配布及び郵送による回収を行いました。

5. 回収状況

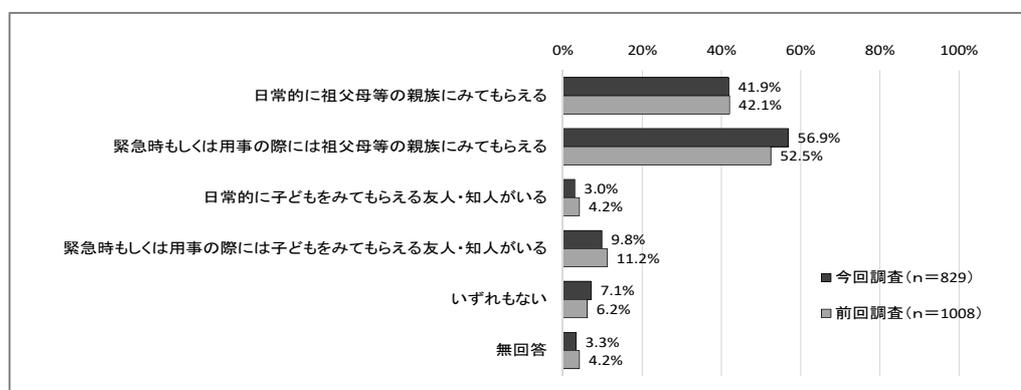
	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	973 件	737 件	75.7%
小学校児童の保護者	313 件	189 件	60.4%
合計	1,286 件	926 件	72.0%

6. 概要と前回調査との比較

(1) 子どもを預けられる環境について

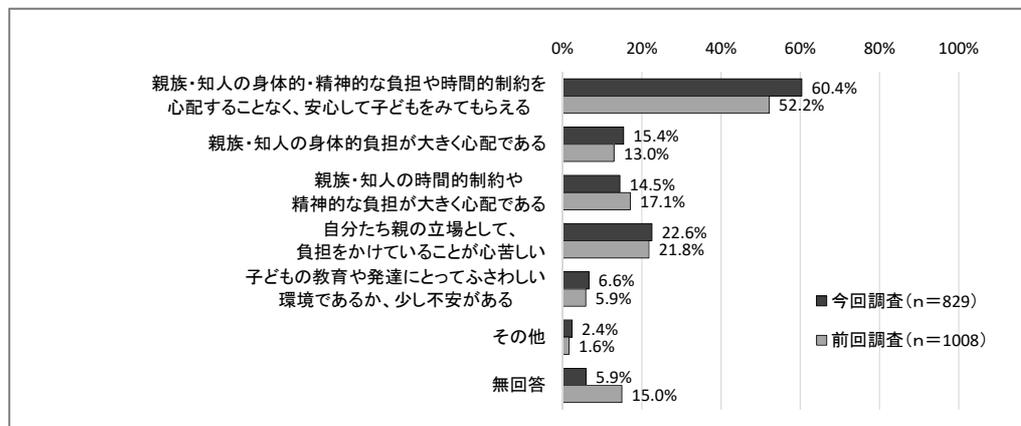
子どもを日常的にみてもらえる人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（今回調査 56.9%）、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（今回調査 41.9%）の順となっています。また、友人・知人等についてみると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」（今回調査 9.8%）、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」（今回調査 3.0%）の順となっており、どちらも前回調査よりわずかに低い結果となっています。

日ごろ、お子さんをみてもらえる人はいますか。



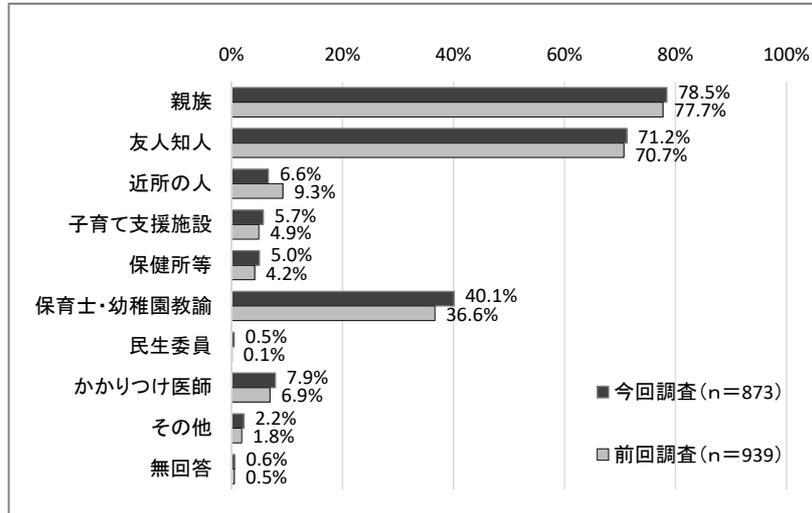
次に、みてもらうことに対する保護者の気持ちについては、前回・今回の調査ともに半数以上が「親族・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答しています。一方で、「心配」や「心苦しい」といった回答も前回調査から大きく変わっていないことから、精神的な負担を感じている人が一定以上の割合でいることもうかがえます。

親族・知人にみてもらっている状況について



また、相談先については、半数以上の方が「親族」（今回調査 78.5%）、「友人知人」（今回調査 71.2%）となっており、「保育士・幼稚園教諭」（今回調査 40.1%）に3.5ポイントの増加がみられる以外は前回調査と大きな変動はありません。

相談できる先は誰（どこ）ですか。



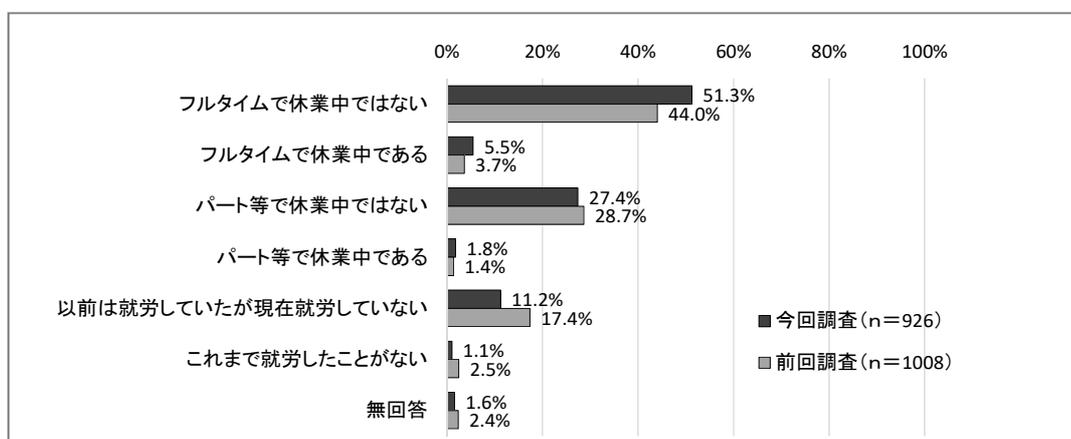
(2) 就労状況について

就労状況は子育てと密接に関係しており、母親については「フルタイムで休業中ではない」（今回調査 51.3%）、「パート等で休業中ではない」（今回調査 27.4%）、「以前は就労していたが現在就労していない」（今回調査 11.2%）の順となっています。「フルタイムで休業中ではない」については7.3ポイントの増加となり、これに連動して「以前は就労していたが現在就労していない」は6.2ポイントの減少となっています。

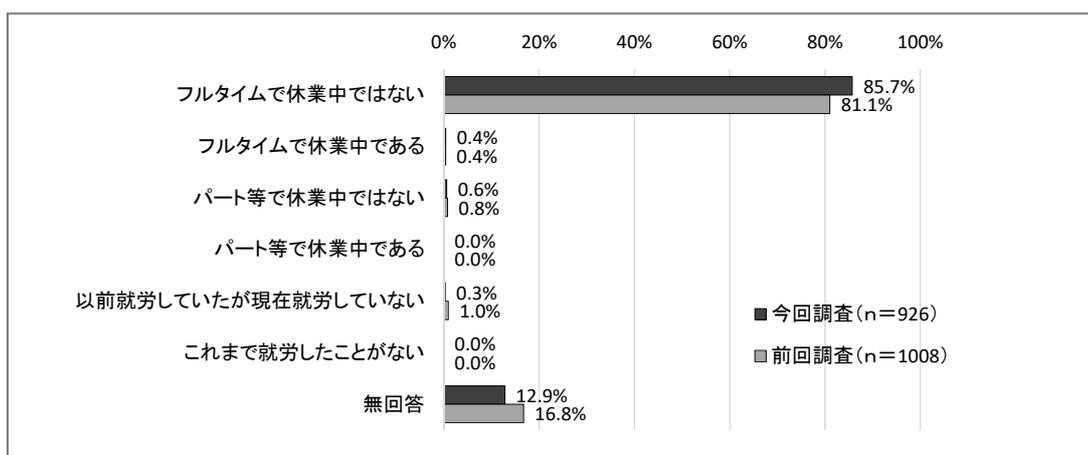
父親については「フルタイムで休業中ではない」が今回調査では85.7%となり、4.6ポイントの増加となっています。

就労状況をお聞きします。

母親



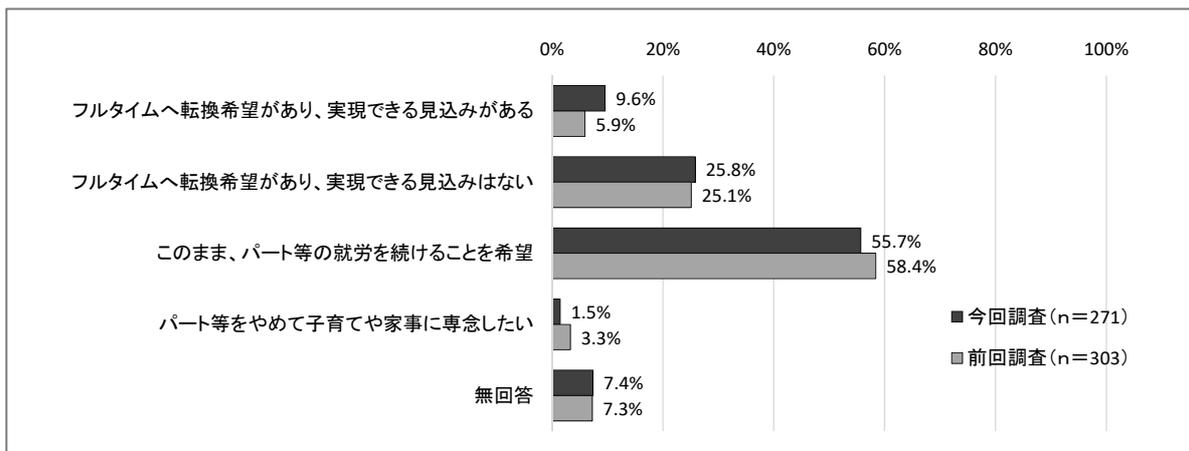
父親



また、母親について就労の希望を聞いたところ、「このまま、パート等の就労を続けることを希望」（今回調査 55.7%）、「フルタイムへ転換希望があり、実現できる見込みはない」（今回調査 25.8%）、「フルタイムへ転換希望があり、実現できる見込みがある」（今回調査 9.6%）、「パート等をやめて子育てや家事に専念したい」（今回調査 1.5%）の順となっています。

フルタイムへの転換希望はありますか。

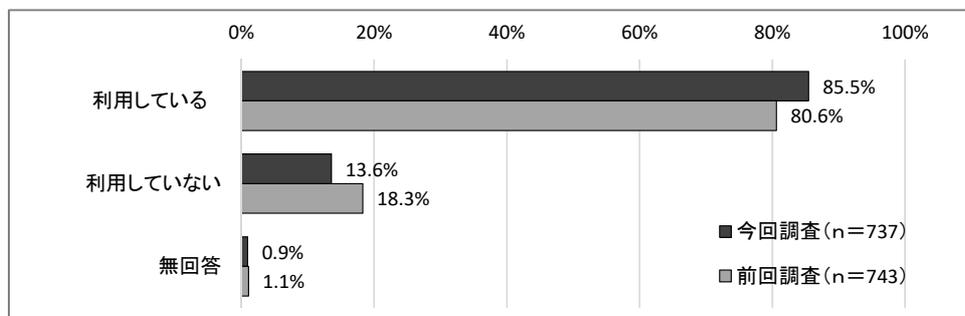
母親



(3) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向について

定期的な教育・保育の利用状況としては、利用している人が今回調査では 85.5%となっており、8割以上の方が定期的な教育・保育を利用しています。

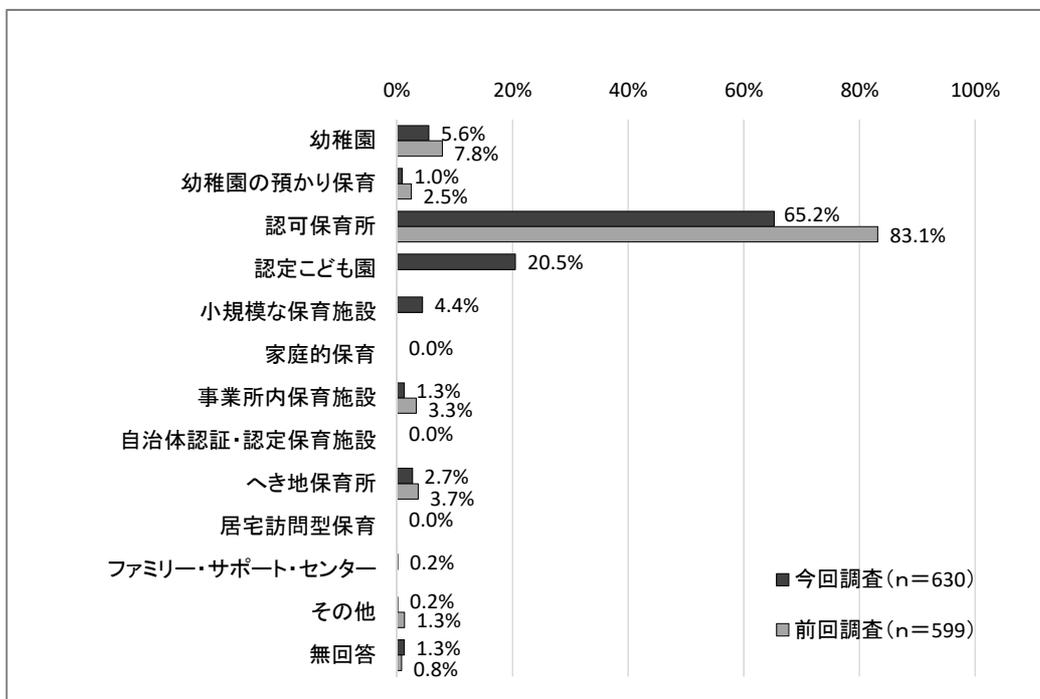
現在、幼稚園や保育所を利用されていますか。



利用別については「認可保育所」（今回調査 65.2%）、「認定こども園」（今回調査 20.5%）、「幼稚園」（今回調査 5.6%）の順となっています。

「認可保育所」については「認定こども園」の影響のためか、17.9ポイントの減少となっています。

平日どのような教育・保育を利用していますか。（複数回答）

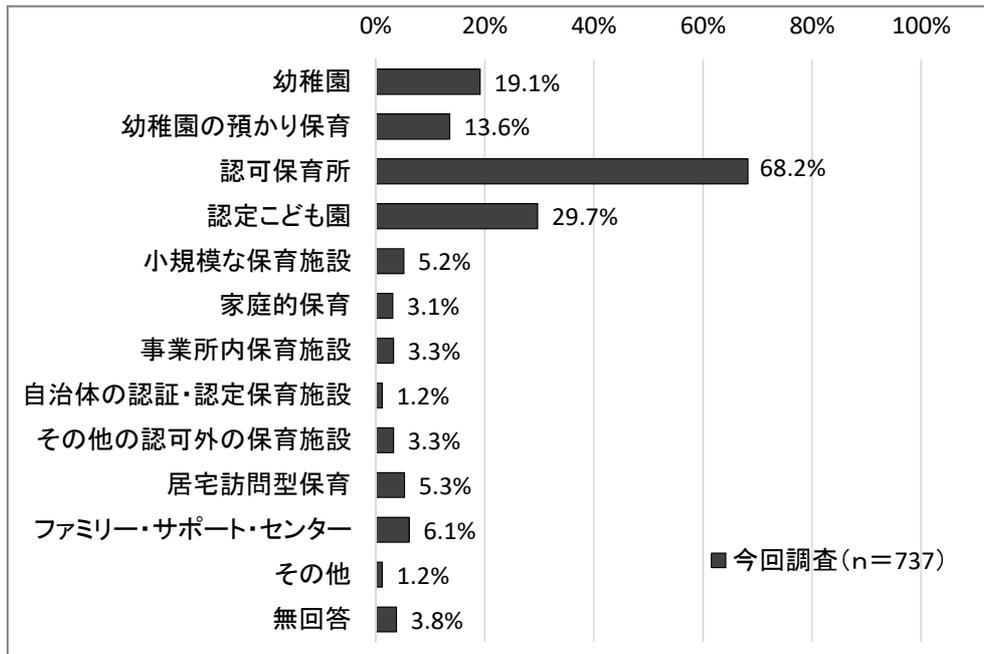


※認定こども園、小規模な保育施設、家庭的保育、自治体認証・認定保育施設、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センターについて、前回調査では選択肢にはありません。

また、利用者負担が無料の場合の利用意向については、「認可保育所」（今回調査 68.2%）、「認定こども園」（今回調査 29.7%）、「幼稚園」（今回調査 19.1%）の順となっています。

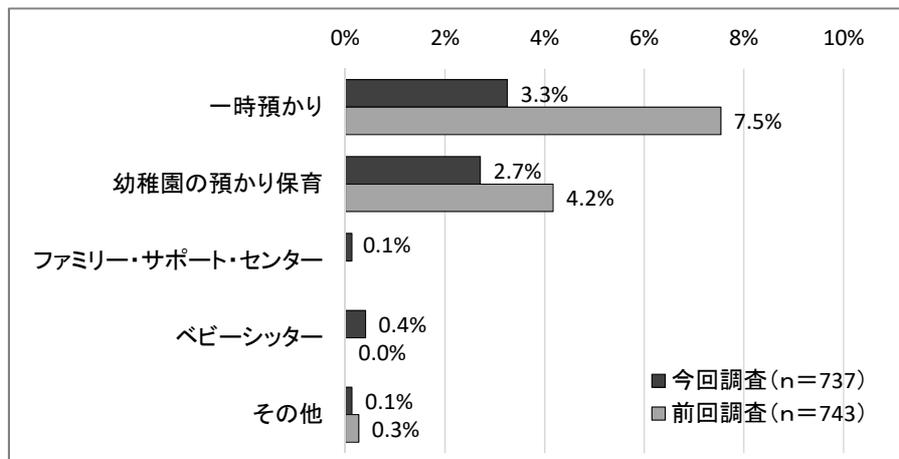
現在の利用状況と比較すると「認定こども園」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の増加に大きな変化がみられます。

「利用者負担が無料と仮定して、定期的」に利用したいと考える事業をお答えください。



不定期に利用している事業については「一時預かり」（今回調査 3.3%）、「幼稚園の預かり保育」（今回調査 2.7%）ともに前回調査より減少しています。

保護者の用事で不定期に利用している事業はありますか。



※ファミリー・サポート・センターについて、前回調査では選択肢にはありません。

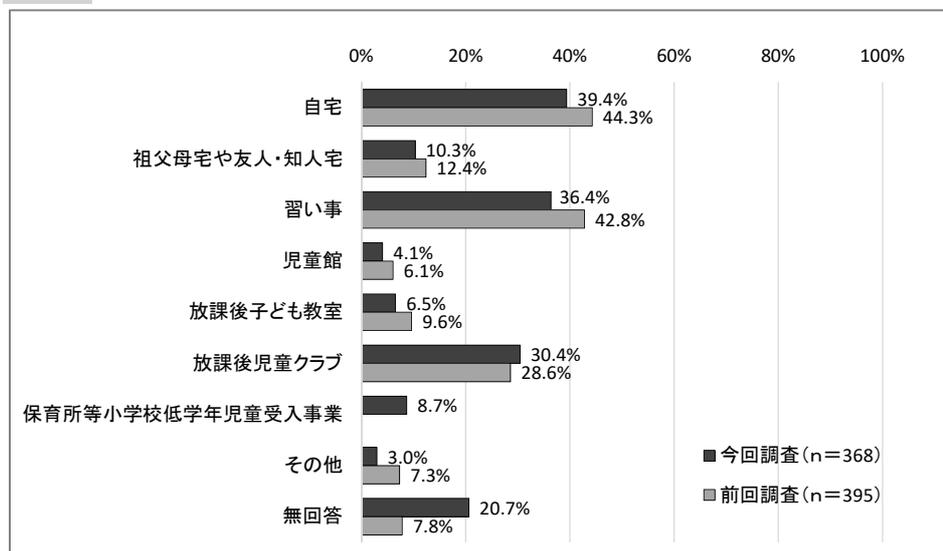
(4) 就学後の放課後の過ごし方について

子育て世代においては、保育所・幼稚園・認定こども園を卒園した小学校低学年の放課後の過ごし方が課題となっていることから、今後の動向に注意が必要です。

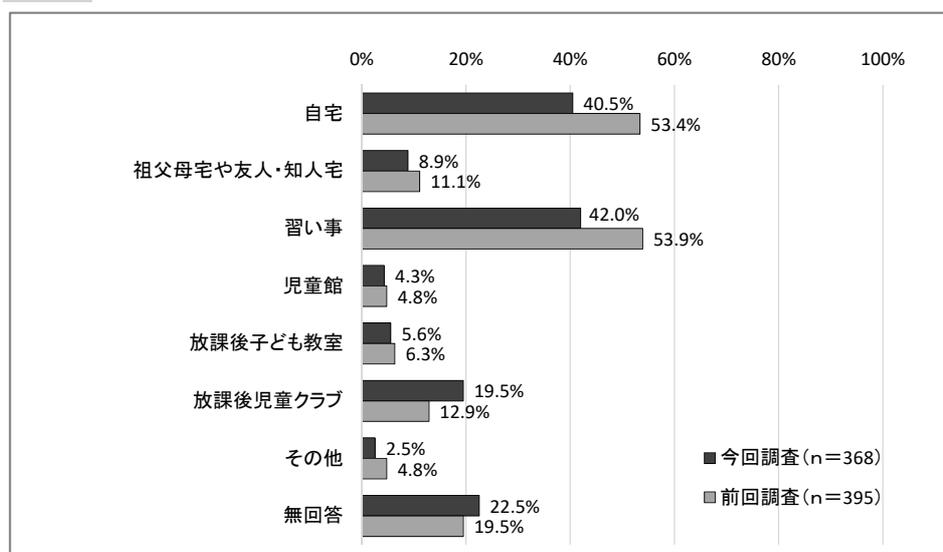
まず小学校終了時の過ごし方について低学年の場合は、「自宅」（今回調査 39.4%）、「習い事」（今回調査 36.4%）、「放課後児童クラブ」（今回調査 30.4%）の順となっており、「放課後児童クラブ」のみ増加となっています。高学年の場合は、「習い事」（今回調査 42.0%）、「自宅」（今回調査 40.5%）、「放課後児童クラブ」（今回調査 19.5%）の順となり、低学年と同様に「放課後児童クラブ」のみ増加となっています。

小学校低学年、高学年の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

低学年



高学年

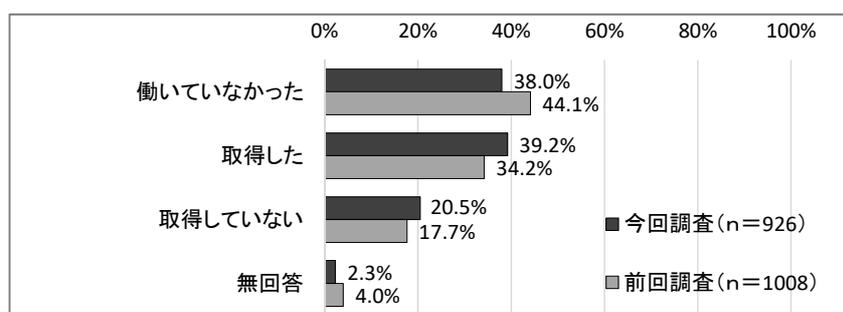


(5) 育児休業など職場の両立支援について

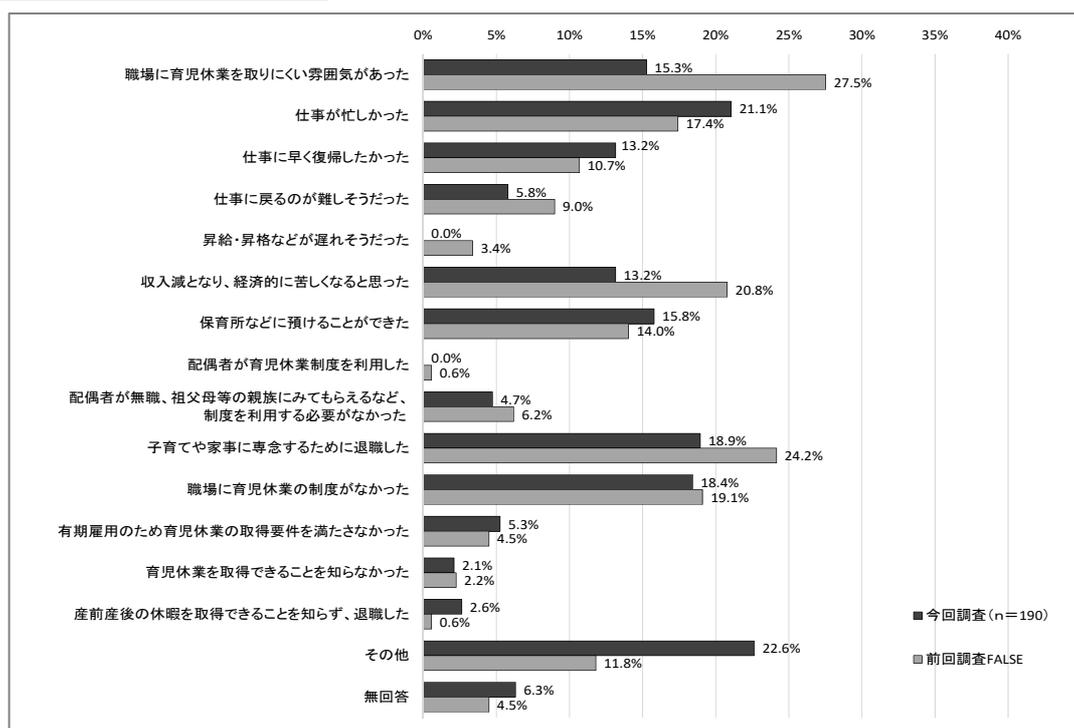
ワーク・ライフ・バランスを目指すためには育児休業など職場の両立支援についても重要です。まず、母親の育児休業の取得状況は、「取得した」（今回調査 39.2%）が前回調査より5ポイントの増加となっていますが、一方で「取得していない」（今回調査 20.5%）も前回調査より2.8ポイントの増加となっています。

育児休業を取得していなかった理由では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（今回調査 15.3%）、「収入減となり、経済的に苦しくなったと思った」（今回調査 13.2%）、「子育てや家事に専念するために退職した」（今回調査 18.9%）は大きく減少するものの、「仕事が忙しかった」（今回調査 21.1%）、「仕事に早く復帰したかった」（今回調査 13.2%）、「保育所などに預けることができた」（今回調査 15.8%）など増加している回答もあります。「その他」（今回調査 22.6%）が大きく増加した主な要因は、「自営業のため」と回答した方が多かったためです。

母親—育児休業取得の有無



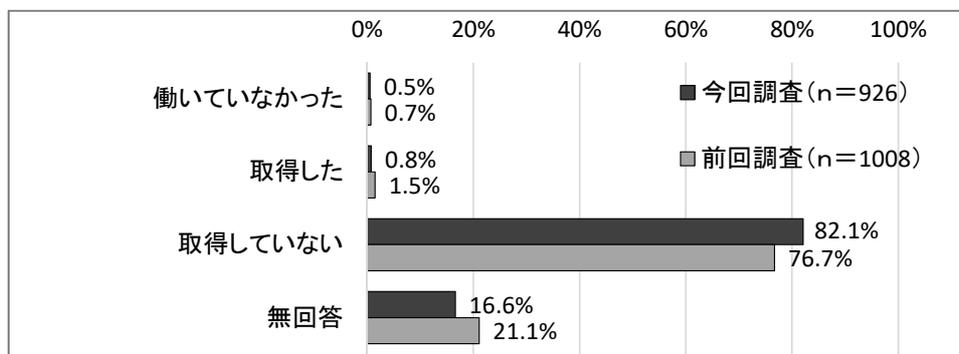
母親—取得しなかった理由



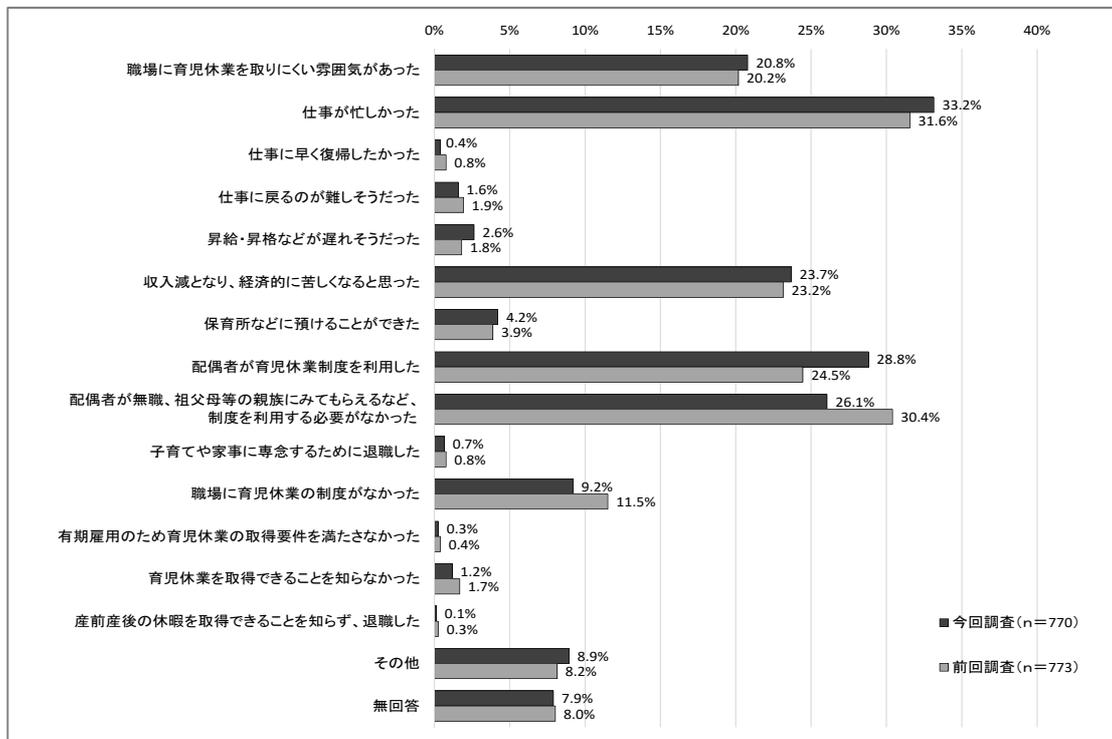
父親の育児休業の取得状況としては、「取得していない」（今回調査 82.1%）がその多くを占め、前回調査より 5.4 ポイント増加となっています。

育児休業を取得していなかった理由では、「仕事が忙しかった」（今回調査 33.2%）、「配偶者が育児休業制度を利用した」（今回調査 28.8%）、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（今回調査 26.1%）、「収入減となり、経済的に苦しくなったと思った」（今回調査 23.7%）の順となり、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」は前回調査より減少するものの、「配偶者が育児休業制度を利用した」などをはじめ、増加している回答も多くあります。

父親—育児休業取得の有無



父親—取得しなかった理由



7. 長崎県子どもの生活に関する実態調査結果からの視点

県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、平成30年11月に長崎県は「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しています。

調査概要

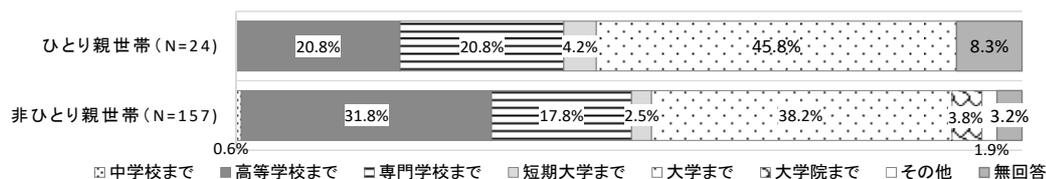
- (1) 調査対象：県内の市町から抽出した小中学校に通う小学5年生及び中学2年生の子どもとその保護者
- (2) 調査内容：
 - ① 保護者用（35問）
世帯構成、家庭での子どもとの生活、子どもとの日常生活と教育、学校行事などへの参加、保護者の最終学歴や経済状況等、保護者自身や子ども自身の健康・気持ち・悩み、必要な支援等
 - ② 子ども用（38問）
勉強と学校生活、放課後の過ごし方、健康、食生活、考えや気持ち、悩みやサポートしてくれる人等
- (3) 調査方法：市町が対象校を選定の上、県が決定
アンケート調査票は学校を通じて配布・回収
- (4) 調査期間：平成30年11月22日～12月5日（14日間）

— 以下では特徴のある結果の一部を抜粋して記載しています。 —

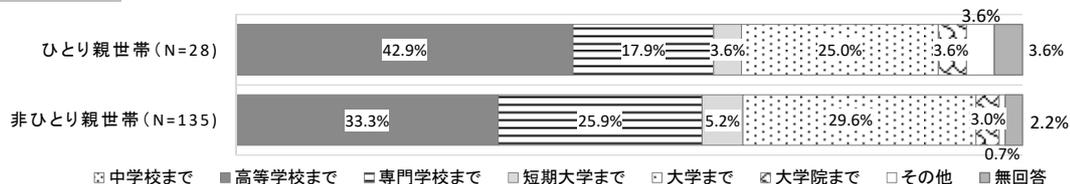
(1) 将来どの学校まで進学したいか (子ども)

進学については、小学5年生のひとり親世帯では、「大学まで」が45.8%となっていますが、中学2年生のひとり親世帯では、「大学まで」が25.0%に減少しています。

小学5年生



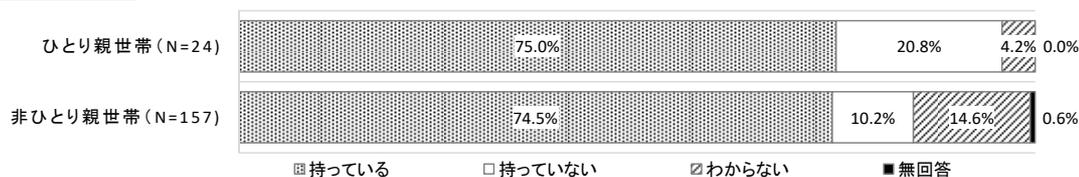
中学2年生



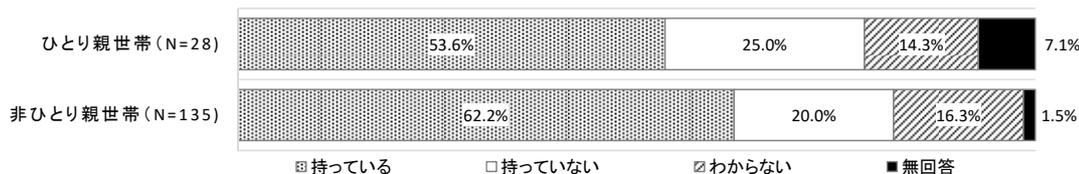
(2) 将来の夢・希望や目標を持っているか (子ども)

将来の夢・希望や目標については「持っている」がひとり親世帯、非ひとり親世帯ともに一番多くなっています。小学5年生と中学2年生の割合を比較するとどちらの世帯でも中学2年生の割合が大きく減少し、特にひとり親世帯の減少が大きく、21.4ポイントの減少となっています。

小学5年生

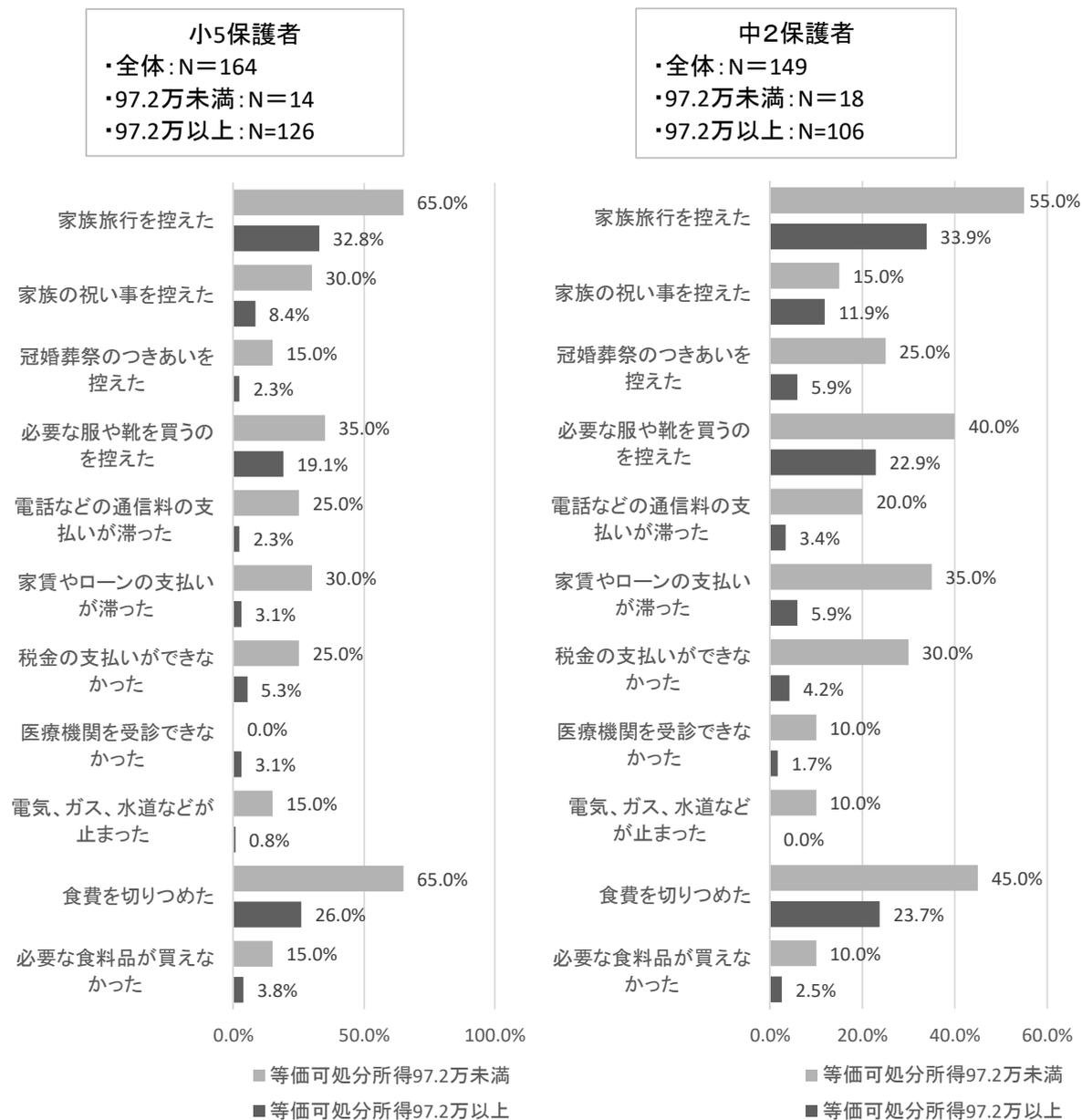


中学2年生



(3) 経済的理由により、直近1年間で次のようなことを経験したか (保護者)

経済的理由による経験については、等価可処分所得 97.2 万円未満の世帯の方が経験した割合が多くなっています。



※等価可処分所得について

世帯の人数と世帯全員の収入を合わせた手取額に関する設問により、当該世帯の等価可処分所得（世帯年収を世帯人員の平方根で除した額）を算定。算定した等価可処分所得の中央値の半分を補正した値を 97.2 万円としました。

※参考 平成 28 年調査による国の貧困線は 122 万円

なお、ここで記載した割合と、厚生労働省発表の子どもの貧困率とは、調査対象、世帯所得の把握方法等が異なるため、比較できません。

8. 子ども・子育て支援の課題

(1) 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・年間出生数が年々減少して、平成 23 年は 250 人程度あった出生数も平成 29 年には 212 人となっており、今後は 200 人を切る見込みで出生数維持が課題です。
- ・全ての子どもが等しく健やかな育ちができるよう、障がい児や発達が気になる子どもなど特別な支援が必要な子どもに対しても、一人ひとりの状況や発達に応じた支援が必要です。
- ・子育て家庭や子どもと地域住民とが関わる機会が重要です。地域で子育て家庭や子どもの状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが必要です。

(2) ライフスタイルの多様化に応じた支援の充実

- ・社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化によって、教育・保育のニーズも多様化しているため、状況に合わせた、教育・保育のメニューの充実が必要です。
- ・多様化したニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保や、教育・保育の質的向上を進める必要もあります。
- ・病児・病後児保育の受入体制の整備が求められています。
- ・アンケートからも相談相手がいないと回答する人もいることから、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、様々な場面を通じて家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが重要です。
- ・子育て支援サービス利用者への育児情報提供の充実が必要です。

(3) 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・子どもの教育や発達への関心が高まっており、より質の高い教育・保育の提供を行う必要があります。

第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念

第1期計画においてその理念として「健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成」を掲げ、3つの基本施策を基に取組を進めてきました。

これは子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえたものであり、第2次平戸市総合計画にも掲げられている“子どもたちが健やかで笑顔あふれる地域を形成”というビジョンとも合致するものでもあることから、本市においての基本的な方向性となります。

このため本計画における「基本理念」は、事業の一貫性という意味からも、第1期計画を踏襲し、「健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成」とします。

健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成

【子ども・子育て支援法の基本理念】

1. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
4. 子ども・子育て支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

【次世代育成支援対策推進法の基本理念】

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2. 施策の構成と基本方針

基本理念の下、これまでの本市における子どもやその家庭への支援、取組を踏まえ本計画による施策を以下のとおり構成し、基本方針を定めます。

●	基本施策1：次世代育成支援に関わる施策
	1. 地域における子育ての支援
	2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
	3. 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備
	4. 子育てを支援する生活環境の整備
	5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
	6. 子ども等の安全の確保
	7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
●	基本施策2：幼児期の学校教育・保育の量的拡大・確保
	1. 教育・保育の提供区域の設定
	2. 教育・保育における「量の見込み」と「確保の方策」
	3. 教育・保育の一体的提供推進
	4. 教育・保育の提供推進にあたり必要な視点
	5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
●	基本施策3：地域子ども・子育て支援事業の確保と充実
	1. 地域子ども・子育て支援事業の実施
	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査事業
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）
	(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	2. 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保
	3. 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備
	4. 専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携
	5. 新・放課後子ども総合プランへの対応

第5章 次世代育成支援に関わる施策

1. 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

ア 子育て支援ネットワークの整備

事業の概要	担当課
様々な子育て関連の協議会が有機的なつながりを持つため、関係機関との連携協力を図るネットワークの整備を行うものです。	こども未来課 福祉課 学校教育課 生涯学習課
取組の方針	目標 (令和6年度)
こども未来課が子育て支援の総合窓口となり、関係機関との一層の連携や情報交換を通して地域のニーズにあった支援に努めます。 今後は子ども家庭総合支援拠点を設置予定(2022年)であり、支援体制を強化するにあたり情報を集約します。	継続実施

イ 情報提供及び啓発活動

事業の概要	担当課
子育てに関する情報、幼児教育・生涯学習に関する事業等について、子育て中の市民の皆様に、広く情報発信・啓発活動を図る事業です。	こども未来課 福祉課 学校教育課 生涯学習課
取組の方針	目標 (令和6年度)
関係機関によるチラシ配布、広報紙・ホームページ・平戸市子育て応援ガイドブック「おひさま」・子育て支援の母子手帳アプリ「母子モ」等により情報提供及び啓発活動を行います。	継続実施

ウ 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	担当課
子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、健康管理と育児不安の軽減、新生児の成長発達確認・環境整備確認などを行います。	継続実施、目標数値は第7章に記載

エ 養育支援訪問事業

事業の概要	担当課
乳児全戸訪問の結果、養育支援が特に必要であると判断した家庭について継続した訪問を行うなど、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が特に必要と判断した家庭を訪問し、保健指導・助言を行います。	継続実施、目標数値は第7章に記載

オ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要	担当課
保護者が就労・疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
現在、事業を行っている放課後児童クラブについて、継続して事業を実施します。 平戸南部地区は、令和2年度施設建設、令和3年度事業開始予定となっています。その他の地域については、ニーズを把握し、設置に向け検討を行います。	継続実施、目標数値は第7章に記載

カ 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	担当課
公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
現在、事業を行っている施設について、継続して事業を実施します。 度島、生月及び大島地区について「出張ひろば」にて対応できないか検討し、各地域で開設できるよう、拠点づくりを推進します。	継続実施、目標数値は第7章に記載

キ 子ども家庭総合支援拠点

事業の概要	担当課
本市に居住する子ども等を対象に、児童虐待に関する専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言及び関係機関との連絡調整等を行うことを目的とする事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
こども未来課に、子ども家庭総合支援拠点を設置(2022年予定)し、妊娠期(胎児期)から子どもの自立に至るまでの、子ども家庭等に関する相談に対し、関係機関と連携して対応します。	令和4年度より 実施予定

ク 子育て世代包括支援センター

事業の概要	担当課
妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
妊娠の届出等の機会に得た情報などをもとに、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、医療・福祉等の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。	令和2年度より 実施予定 (1か所)

② 保育サービスの充実

ア 幼児期の学校教育・保育の提供

事業の概要	担当課
幼児教育・保育サービスにおいて待機児童が発生しない体制づくりを行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
新たに施設等の参入は予定されていません。 認可保育所から幼保連携認定こども園へ移行する施設に対し、説明会を開くなど制度理解を図り、申請等に必要な資料や情報の提供を行います。 また、適切な利用調整に努めるとともに、保育士の確保対策を行います。	継続実施

イ 延長保育事業

事業の概要	担当課
保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も子ども・子育て支援交付金事業における要件を満たす施設において、継続して事業を実施します。	継続実施、目標 数値は第7章に 記載

ウ 休日保育事業

事業の概要	担当課
保育所利用者を対象に、日曜日・祝日等に保育を希望する場合に提供する事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
日曜日・祝日等の保育については、ファミリー・サポート・センター事業により対応していますが、利用者が少ないため、休日保育事業の実施については、今後のニーズの高まり等も踏まえ検討します。	実施検討

エ 一時預かり事業

事業の概要	担当課
保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
子ども・子育て支援交付金事業の要件を満たすものについて、継続して事業を実施します。	継続実施

オ 病児・病後児保育事業

事業の概要	担当課
病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
市内の医療機関や保育施設等においては、医師不足や保育士の確保に苦慮している状況であり、事業実施については需要等を見極め、医療機関や保育施設等との連携を図りながら検討します。	実施検討

カ 特別保育事業

事業の概要	担当課
世代間交流、小学校低学年の受入れ等を行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
世代間交流は各保育所等で実施しており、今後も継続して実施します。小学校低学年の受入れ事業については、継続して実施します。	継続実施

キ 子育て費用負担軽減対策

事業の概要	担当課
子育て費用の負担軽減を図る事業です。(保育料・副食費)	こども未来課 教育総務課
取組の方針	目標 (令和6年度)
幼児教育・保育の無償化の対象外となる3号認定の子どもが、同一生計における第2子の場合は、保育料を半額とし、第3子の場合は、保育料を無料とします。また、1号認定・2号認定の副食費について、一定額を上限として免除します。	継続実施

③ 児童の健全育成の取組の推進

ア 放課後や週末、長期休暇における児童の居場所づくりの推進

事業の概要	担当課
放課後児童クラブ、地域子ども教室、公民館を利用したボランティアによる体験事業等を行っています。	こども未来課 生涯学習課
取組の方針	目標(令和6年度)
放課後児童クラブ、地域子ども教室は、継続して実施します。ボランティアによる体験事業等については、連携して事業の継続を図ります。	継続実施、放課後児童クラブの目標数値は第7章に記載

イ 地域における青少年健全育成の推進

事業の概要	担当課
子育てに関わる関係機関との連携により、青少年健全育成活動の推進を図ります。	生涯学習課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も現在の取組を継続し、青少年健全育成活動の推進を図ります。	継続実施

④ 世代間交流を通じた子育て支援サービスの推進

ア 地域子育て世代間交流の推進

事業の概要	担当課
保育所や幼稚園、小中学校等において高齢者施設入所者やデイサービス利用者への訪問や交流を行う事業です。	こども未来課 学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
引き続き、世代間交流を行い、社会性を持った豊かな人づくりを推進し、今後も継続して実施します。	継続実施

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

① 子どもや母親の健康の確保

ア 出産準備教室や相談の場の提供

事業の概要	担当課
母子健康手帳交付時の妊婦面談、パパママ教室、妊婦相談など、相談の場を提供するとともに、支援が必要な妊婦について、個別訪問等を行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
母子健康手帳交付時に母子保健コーディネーターによる妊婦面談を行い、妊娠・出産・子育ての時期を安心して過ごせるよう支援を行います。また、関係機関と連携・協力して支援の必要な妊婦に対して個別支援に努め、今後も継続して実施します。	継続実施

イ 乳幼児健康診査事業、訪問指導事業等の充実

事業の概要	担当課
乳幼児健診を実施し、未受診者への受診勧奨や子どもの現認確認を行うとともに健診後フォローが必要な子どもには、家庭訪問や園訪問などで経過を確認する事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も、受診率100%を目標に、健康診査を実施するとともに、未受診者に対して状況把握を行います。また、個別の対応としては、訪問指導の充実に図ります。	継続実施 受診率(100%)

ウ 育児支援体制の充実

事業の概要	担当課
こにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問、母子健康相談、お遊び教室、親育ち講座事業、産後ケア事業など、育児不安の解消等を図る体制づくりを行います。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も、事業内容の充実に図るとともに、地域子育て支援拠点や指定産院等と連携し、育児支援体制の充実に図ります。	継続実施

エ むし歯予防事業の充実

事業の概要	担当課
乳児健康診査、幼児歯科健康診査での歯科指導など、子どものむし歯予防を図る事業です。	こども未来課 学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
歯科医との連携により、むし歯予防に関する啓発活動に注力するとともに今後も保育所、幼稚園、小中学校との連携の下、フッ化物塗布・フッ化物洗口事業の普及啓発に努め、各期に応じたむし歯予防を図ります。	継続実施

オ 予防接種体制の充実

事業の概要	担当課
子どもの疾病の発症・重篤化を予防することを目的として、予防接種の未接種者に対し、関係機関と連携して受診勧奨を行う体制づくりを行います。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
乳幼児健診や相談の場を活用するとともに学校の協力を経て受診勧奨を行っています。子どもが健やかに育っていくためにも、「予防」が重要であるとの観点から、今後も継続して実施します。	継続実施

カ 地域における療育体制の確立

事業の概要	担当課
乳幼児健康診査、県の巡回療育相談事業などを活用し、あったかさん 21（平戸市療育支援センター）を中心とした療育支援につなげる体制づくりを図る事業です。	こども未来課 福祉課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も保健所、あったかさん 21、医療機関等と連携協力を密にして、療育体制づくりを推進します。	継続実施

キ 子どもの事故予防のための啓発

事業の概要	担当課
パネルの掲示やパンフレット等の配布により、子どもの事故予防のための啓発を行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も、乳幼児健康診査等の機会を有効活用して、事故予防のパネル掲示やパンフレット配布等を行い、啓発活動に努めます。	継続実施

② 「食育」の推進

ア 発達段階に応じた食に関する学習会や情報の提供

事業の概要	担当課
「第3次平戸市食育推進計画」に基づき、発達段階に応じた食育推進活動を展開しています。	こども未来課 学校教育課 健康ほけん課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も、「第3次平戸市食育推進計画」に基づき、発達段階に応じた食育推進活動を展開します。	継続実施

イ 食事づくりなど体験ふれあい活動の推進

事業の概要	担当課
「第3次平戸市食育推進計画」に基づき、食事づくりなど体験ふれあい活動を推進しています。	こども未来課 学校教育課 健康ほけん課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も、「第3次平戸市食育推進計画」に基づき、食事づくりなど体験ふれあい活動を推進します。	継続実施

③ 思春期保健対策の充実

ア 性に関する正しい知識の普及

事業の概要	担当課
小中学校において、学級活動や保健の授業で性に関する正しい知識の普及を図る事業です。	学校教育課 こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も、継続して小中学校の学習活動の一環として取り組みます。	継続実施

イ 喫煙や薬物に関する教育

事業の概要	担当課
小中学校において保健の授業で喫煙の予防知識等の指導や薬物乱用防止教室を実施する事業です。	学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も、小中学校の学習活動の一環として取り組むとともに、家庭への指導を含め事業の継続を行います。	継続実施

ウ 学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実

事業の概要	担当課
小中学校に「スクールカウンセラー」を配置し、児童・生徒や保護者の相談活動を行い、心の問題に対応する事業です。	学校教育課 こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
必要時には県の専門相談なども利用し、相談体制の確保に努めています。今後も、スクールカウンセラーの配置と必要に応じた保健所の専門相談の紹介を通して相談体制の充実を図ります。	継続実施

④ 小児保健医療の充実

ア 乳幼児医療費助成制度の充実

事業の概要	担当課
乳幼児等を対象に医療費の一部助成を行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
乳幼児に加え、小中学生、ひとり親家庭の18歳までの子どもを対象に医療費の助成を行っています。乳幼児は県内、小中学生は市内のみ現物給付可となっています。ひとり親家庭の18歳までの子どもについては償還払いとなり、今後も継続して実施します。	継続実施

イ 小児救急医療の充実

事業の概要	担当課
医師会の輪番制による在宅当番医制度を実施し、休日・夜間等の救急医療体制を整備しています。小児医療や小児救急医療については、県事業（長崎県子ども医療電話相談 局番無し「#8000」）との連携の下に取り組んでいます。	健康ほけん課
取組の方針	目標 (令和6年度)
休日・夜間医療体制を整備し、今後も継続して実施します。	継続実施

3. 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

① 次代の親の育成

ア 子どもを産み育てることの意義に関する教育

事業の概要	担当課
命の大切さ等を学ぶための子育て関連の講演会、世代間交流を通し、人間性を育む取組を行う事業です。	生涯学習課 こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
子育て関連の講演会や地域活動への参加を推進するとともに、次代の親となる若い世代が参加しやすい活動内容の充実等に地域で取り組み、今後も継続して実施します。	継続実施

イ 小中学生及び高校生の乳幼児ふれあい体験

事業の概要	担当課
子育てについての理解を深め命の大切さを学ぶため、小中学生及び高校生の乳幼児とのふれあい体験学習を行う事業です。	こども未来課 学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も、小学校においては、生活科、総合的な学習の時間にふれあい体験を実施します。また、中学校においては、職場体験や家庭科の保育実習を行います。高校においても授業の中で、乳幼児ふれあい体験事業を実施します。	継続実施

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

ア 確かな学力向上

事業の概要	担当課
小中学校において、授業改善等の研究を進めています。また、学校開放やゲストティーチャーの導入、生涯学習出前講座等を授業に活用することにより、学校と地域が連携した学力向上に取り組む事業です。	学校教育課 生涯学習課
取組の方針	目標 (令和6年度)
引き続き取組の充実を図り、今後も継続して実施します。	継続実施

イ 豊かな心の育成

事業の概要	担当課
道徳授業の公開、自然体験学習、保育所・幼稚園と学校の相互訪問等を実施するとともに、ゲストティーチャー、地域の方の受入れ等、子どもと地域のつながりを深める事業です。	生涯学習課 学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
引き続き取組の充実を図り、今後も継続して実施します。	継続実施

ウ 信頼される学校づくり

事業の概要	担当課
学校支援会議を開催し、地域や家庭での確認等を入れながら、児童・生徒の健やかな成長と地域に開かれた学校づくりを進める事業です。	学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も学校支援会議を充実するとともに、救急救命については地域まで広げた取組を進めます。また、遊具の安全管理、AEDの設置、救急救命の講習会、耐震化の事業などを実施し、安心安全で信頼される学校づくりに努めます。	継続実施

エ 幼児教育の充実

事業の概要	担当課
認可保育所から幼保連携認定こども園への移行を推進するとともに幼児教育の質の向上を図る事業です。	学校教育課 こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
認可保育所から幼保連携認定こども園への移行を推進します。 職員研修等により教育の質の向上を図ります。 また、就学児の小学校への移行を円滑にするため、教育支援委員会を開催するとともに支援の必要な就学予定児に対する移行支援を関係機関と連携し行います。	継続実施

③ 家庭や地域の教育力の向上

ア 家庭教育への支援の充実

事業の概要	担当課
保護者とのあらゆる機会を活用し、家庭教育に関する情報提供や子育て講話等を行う事業です。	学校教育課 生涯学習課 こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
引き続き、保育所、幼稚園、小中学校、青少年健全育成会等が講演会を含め、あらゆる機会に情報の提供に取り組み、支援の充実を図ります。家庭教育力の低い保護者に対しては、個別に助言を行うとともに関係機関との連携による総合的な取組で支援強化を図ります。 また、ココロねっこ運動の理念に基づいた取組を推進し、地域での一体感の中で、各家庭への働きかけを強めていきます。	継続実施

イ 地域の教育力の向上

事業の概要	担当課
地区公民館や青少年健全育成会、子ども会等による各種活動を奨励するため、補助金等の経済的支援や人的支援等を通じて地域の教育力向上を図る事業です。	生涯学習課
取組の方針	目標 (令和6年度)
経済的支援や人的支援等を通じて地域の教育力向上を図っており、少子化による子ども会や PTA 活動の弱体化を地域の力で支える「ココロねっこ運動」の推進や世代間交流など地域活動そのものの活性化を強め、地域が一体となり子どもの成長を見守っていくように努めます。今後も継続して実施します。	継続実施

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 子どもたちを有害環境から守るための取組

事業の概要	担当課
有害図書陳列店等への立入り調査や白ポスト設置を行うとともに、児童・生徒のネット利用による有害環境への対応について、有害情報接触等の危険性及び防止策について情報提供等を行う事業です。	生涯学習課 学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
引き続き、有害図書陳列店等への立入り調査を行うとともに白ポスト設置を行います。また、ネット環境における有害情報から子どもたちを守るための情報提供や学習の実施に努めます。	継続実施

イ ノーメディアへの取組

事業の概要	担当課
ノーメディア運動の普及啓発を行う事業です。	こども未来課 学校教育課 生涯学習課
取組の方針	目標 (令和6年度)
保育所、幼稚園では引き続きメディアの制限を実施し、学校教育では、「テレビを消して、家族みんなで読書をしよう」という親子10分読書の推奨に努めています。今後も継続して実施します。	継続実施

4. 子育てを支援する生活環境の整備

① 安全・安心して通学できる道路交通環境の整備

ア 交通安全施設整備・道路改良

事業の概要	担当課
カーブミラー等交通安全施設整備や道路改良を行う事業です。	総務課 建設課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も緊急性の高いものから順次、交通安全施設整備や道路改良を行います。また、標識や横断歩道の新設などを公安委員会に要望していきます。	継続実施

② 安心して外出できる環境の整備

ア 安心して利用できる公園の整備

事業の概要	担当課
公園の安全確認を定期的に行うとともに、安心して利用できる環境整備を行う事業です。	こども未来課 都市計画課
取組の方針	目標 (令和6年度)
トイレ等の整備についてはバリアフリー化を実施しており、一定の効果あげています。今後も公園内遊具の点検を行い、維持整備は年次的に計画して行います。	継続実施

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 仕事と子育ての両立支援のための体制整備等

ア 仕事と子育ての両立のための環境づくり

事業の概要	担当課
就職相談を行うとともに、仕事と子育ての両立のための保育サービスの推進・講演会等を行う事業です。	こども未来課・福祉課 商工物産課・生涯学習課 総務課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も講演会等を開催するとともに、多様化するニーズに対応できる保育サービスの推進に努めます。	継続実施

イ 仕事と子育ての両立支援のための情報提供

事業の概要	担当課
保育サービスの情報提供、仕事と子育ての両立支援のための情報提供を行う事業です。	こども未来課 商工物産課
取組の方針	目標 (令和6年度)
引き続き、保育サービス等の情報の提供を行います。子育て環境や就労環境の推進等の啓発については、国、県等と連携を図り、積極的に推進します。	継続実施

6. 子ども等の安全の確保

① 交通安全教育の確保

ア 交通安全教育の実施

事業の概要	担当課
警察署や平戸地区交通安全協会により、保育所・幼稚園・小中学校で定期的に交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を行う事業です。	総務課 学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
交通安全教室は一定の効果をあげており、今後も継続して実施し、保護者の参加も呼びかけ、交通安全教育の充実を図ります。	継続実施

イ 交通安全教育指導者等の育成

事業の概要	担当課
交通安全推進連絡協議会や交通指導員会を組織し、交通安全運動期間中の立哨や広報宣伝を中心とした交通安全の推進を図る事業です。	総務課
取組の方針	目標 (令和6年度)
交通指導員会では研修会を毎年実施しており、今後も継続して実施し、スキルアップに努めます。	継続実施

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 犯罪等に関する情報の提供推進

事業の概要	担当課
警察から「生活安全ニュース」の発信や学校から保護者への文書の配布、メール配信により犯罪発生の周知を行う事業です。	総務課 学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
警察との連携を密にして、引き続き現在の取組を実施し、犯罪等に関する情報を提供します。	継続実施

イ 犯罪・事故の被害から子どもを守るための取組

事業の概要	担当課
子どもに関する様々な犯罪や事故を未然に防ぎ、緊急時に対応できるよう、警察、保育所、幼稚園、学校、家庭、関係民間団体等との連携・協力体制を強化し、防止対策に取り組む事業です。	総務課 学校教育課 生涯学習課 こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も防犯灯の整備を継続します。また、少年センターや青少年健全育成会による補導活動を継続実施します。学校においては、防犯危機マニュアルの活用、防犯講習会等を継続実施し、非行防止・安全の推進に努めます。	継続実施

ウ 「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

事業の概要	担当課
「子ども110番の家」の周知を図り、防犯ボランティア活動の支援を推進し、地域全体による防犯体制づくりを行う事業です。	総務課
取組の方針	目標 (令和6年度)
地域全体による防犯体制づくりに努め、今後も継続して実施します。	継続実施

③ 被害を受けた子どもの立ち直り支援

ア 被害を受けた子どもに対するカウンセリング

事業の概要	担当課
スクールカウンセラーを活用し、校内支援体制を確立しています。	学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も関係機関と連携し、校内支援体制の充実を図ります。	継続実施

イ 学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援

事業の概要	担当課
要支援児童への適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において、保育所、学校、家庭児童相談室等関係機関との連携を図り、個別指導・支援を行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も関係機関と連携を密にし、支援内容の充実を図ります。	継続実施

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

① 児童虐待防止対策の充実

ア 虐待防止ネットワークの設置

事業の概要	関係機関等 (担当課)
虐待を受けている子どもへの適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との円滑な連携・協力の確保を図る事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も関係機関と連携を密にし、情報交換やケース検討会での情報共有、支援方法の確認等を行い、児童虐待の防止、早期発見に努めます。支援や対応方法等の研修会を行い、関係機関との連携を図ります。	継続実施

イ 総合的な親と子の心の健康づくり等対策

事業の概要	担当課
親育ち講座事業を開催し、子育てにおける負担感、不安の軽減を図る事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も地域子育て支援拠点施設職員と連携し、子育てにおける負担感、不安の軽減を図るため事業を継続します。また、サークル活動への発展など、積極的な子育て交流ができるよう推進に努めます。	継続実施

ウ 家庭児童相談室における取組

事業の概要	担当課
家庭児童相談室（こども未来課内）に、家庭児童福祉に関する専門的技術が必要とする業務に対応するための家庭相談員、保健師を配置し、関係機関と連携を図りながら、支援を行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も関係機関と連携強化を図り、相談・訪問を継続し、支援の充実を図ります。	継続実施

② いじめ・不登校への取組

ア いじめ・不登校への取組

事業の概要	担当課
平戸市生徒指導推進協議会を設置し、いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策などについて総合的かつ効果的に対応するため、関係機関等と連携を図る事業です。	学校教育課 こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も現在の取組を実施し、適応指導教室（のぞみ教室）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、家庭、学校、地域との積極的な連携の下で、いじめ、不登校等精神的な課題を抱える児童・生徒に対応するとともに、必要に応じて、随時、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会を実施し、具体的な援助につなげます。	継続実施

イ 未就学児童への取組

事業の概要	担当課
住民登録上就学児童であっても、学校に入学していない児童・生徒がいなか、確認を行う事業です。	学校教育課 こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も連携を図り継続して確認を行います。	継続実施

③ 障がい児施策の充実

ア 障がいのある子どもへの支援及び保護者への支援

事業の概要	担当課
療育を必要とする子どもに対して、障害児福祉計画に基づき、障害児相談支援事業によるサービス計画をつくり、その計画に沿ってあつたかさん21等を中心に専門的な療育支援を行う事業です。	福祉課 こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
あつたかさん21等を中心に専門的な療育支援を実施しており、今後も継続して実施します。また、社会生活自立が早期となるよう、保育所、学校など関係機関との連携を強化し、早期発見に努めます。さらに、早期療育、早期サービス利用により、子どもの日常の療育指導を受けることで、保護者の体力や不安の負担軽減を図ります。広報紙や各保健事業等で制度の周知を図ります。	継続実施

イ 保育所等における障がい児の受入れの推進

事業の概要	担当課
障がいの有無にかかわらず、必要な保育が受けられるよう体制整備を図る事業です。	こども未来課 学校教育課
取組の方針	目標 (令和6年度)
障がい児等の受入体制を整えた保育所等に対し、障害児保育事業補助金及び発達促進事業補助金の交付を継続して実施します。また、小中学校において、必要に応じ特別支援学級等を設け、受入体制を整えており、今後も継続して実施します。	継続実施

④ 母子家庭等の自立支援の推進

ア 福祉サービス等利用に際しての配慮

事業の概要	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給、児童扶養手当、福祉医療等の福祉サービスを提供する事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の福祉サービスの利用促進等、継続して事業を実施します。広報・ホームページ、個別通知などにより制度の周知を図ります。	継続実施

イ 相談体制の充実や情報提供

事業の概要	担当課
母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた相談・支援を行う事業です。	こども未来課
取組の方針	目標 (令和6年度)
今後も母子・父子自立支援員を配置し、自立に向けた相談・支援・情報提供を継続して実施します。広報・ホームページ、個別通知などにより制度の周知を行い、自立支援事業の活用を図っていきます。	継続実施

【平戸市子どもの貧困対策計画】

近年、国をあげての取組が進められている課題として「子どもの貧困」があり、貧困状態が子どもの学力や進学、就労等にも影響することにより、世代を超えて貧困が連鎖してしまうことが大きな社会問題となっていることから、子どもの貧困対策に取り組むことが必要となっています。

取組には経済的な側面のみならず、学習や健康など多面的な視点に立った総合的な取組が必要となり、これらを効果的に連携させ、支援を必要とする子どもや家庭にもれなく支援を届けることが重要です。

そのため、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村計画」として、同法の目的、基本理念等を踏まえ、本市では「平戸市子どもの貧困対策計画」として策定します。

ア 教育の支援

全ての子どもの教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが現在及び将来にわたり夢や希望を持つことができるよう、必要な教育と学習の機会の提供に取り組みます。

事業名称	事業の概要と取組の方針	担当課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (受講修了時給付金・合格時給付金)	高等学校卒業程度認定試験合格のために、講座を受講した費用の一部を助成します。ひとり親家庭の学び直しを支援します。(受講修了時給付金) また、高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に、費用の一部を支給します。(合格時給付金)	こども未来課
要保護及び準要保護児童生徒援助費並びに特別支援学級就学奨励費支給	経済的理由によって就学困難な児童等の保護者に対して、学用品費等を支給します。また、特別支援学級就学の保護者に対し、特別支援学級就学奨励費を支給します。	教育総務課
子育て費用負担軽減対策 (再掲)	幼児教育・保育の無償化の対象外となる3号認定の子どもが、同一生計における第2子の場合、保育料を半額とし、第3子の場合、保育料を無料とします。また、1号認定・2号認定の副食費について、一定額を上限として免除します。	こども未来課 教育総務課

イ 生活の支援

子どもの健康状態の把握や親の妊娠・出産期からのサポート及び相談を行うことで、子育て世帯の困難や悩みの早期把握に努め、それぞれの家庭における生活の質の向上を図りつつ、生活環境の改善を図ります。

事業名称	取組の方針	担当課
発達段階に応じた食に関する学習会や情報の提供（再掲）	「第3次平戸市食育推進計画」に基づき、発達段階に応じた食育推進活動を展開します。	こども未来課 学校教育課 健康ほけん課
食事づくりなど体験ふれあい活動の推進（再掲）	「第3次平戸市食育推進計画」に基づき、食事づくりなど体験ふれあい活動を推進します。	こども未来課 学校教育課 健康ほけん課
妊婦健康診査事業	妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	こども未来課
乳幼児健康診査事業（再掲）	受診率100%を目標に、健康診査を実施するとともに、未受診者に対して状況把握を行います。また、個別の対応としては、訪問指導の充実を図ります。	こども未来課
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行います。	こども未来課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者等を対象として、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	福祉課
生活困窮者家計相談支援事業	生活困窮者等を対象として、相談者の状況に応じた家計管理の方法を提案し、生活の安定を図ります。	福祉課
住居確保給付金	離職などによって住居を失った方等に、一定期間、住居の家賃相当額を支給します。住居を確保した上で就職活動の支援を行います。	福祉課

ウ 保護者に対する就労支援

安定した生活環境を確保するためには、安定した収入の確保が必要となり、保護者の就労意欲の向上や就労環境を整えることが必要となるため、就職に関わる相談支援を提供します。

事業名称	事業の概要と取組の方針	担当課
母子・父子自立支援員による相談事業 (自立相談支援事業) (相談体制の充実や情報提供)	ひとり親家庭の母・父の自立に向けた相談・支援・情報提供を継続して実施します。広報・ホームページ、個別通知などにより制度の周知を行い、自立支援事業の活用を図っていきます。	こども未来課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の母・父が、看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成訓練を受講する期間のうち、一定期間について高等職業訓練促進費を支給します。	こども未来課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母・父が、職業能力の開発のための講座を受講し、教育訓練修了後に自立支援教育訓練給付費を支給します。	こども未来課
生活困窮者自立相談支援事業 (就労支援)	生活困窮者就労支援員がハローワークと連携して就労支援を行います。	福祉課

エ 経済的支援

ひとり親家庭などや障がいのある人、生活が困難な世帯などを支援するため、経済的支援を行い、生活基盤の安定化を図ります。

事業名称	事業の概要と取組の方針	担当課
児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
福祉医療給付事業 (ひとり親家庭医療)	ひとり親家庭等の親と子に対し、医療費の一部を支給することにより、家庭の経済的負担軽減を図ります。	こども未来課
放課後対策母子家庭等助成事業	ひとり親家庭等の放課後児童クラブに通所する児童の利用料の一部を免除し、経済的負担軽減を図ります。	こども未来課
生活保護	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を促します。	福祉課

第6章 幼児期の学校教育・保育の量的拡大・確保

1. 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法による教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、施設の整備状況などを勘案して市町村が設定します。

（1）提供区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育保育を提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の事情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めました。その際、教育・保育提供区域は地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定しています。

（2）区域設定

現在、計画期間中に大規模な都市整備計画等の想定や、地域の社会状況の変化も見込まれていないことから、第1期計画を踏襲し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの提供区域を以下のとおり設定します。

■教育・保育の提供区域

事業区分（子どもの認定区分）	区域設定
1号認定 （3歳以上・教育のみ）	7区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部】 【平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】
2号認定 （3歳以上・保育あり）	7区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部】 【平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】
3号認定 （0～2歳・保育あり）	7区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部】 【平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】

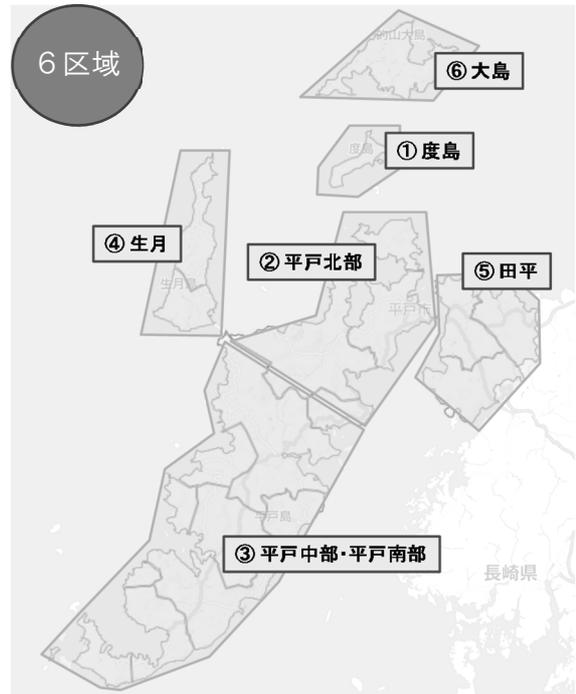
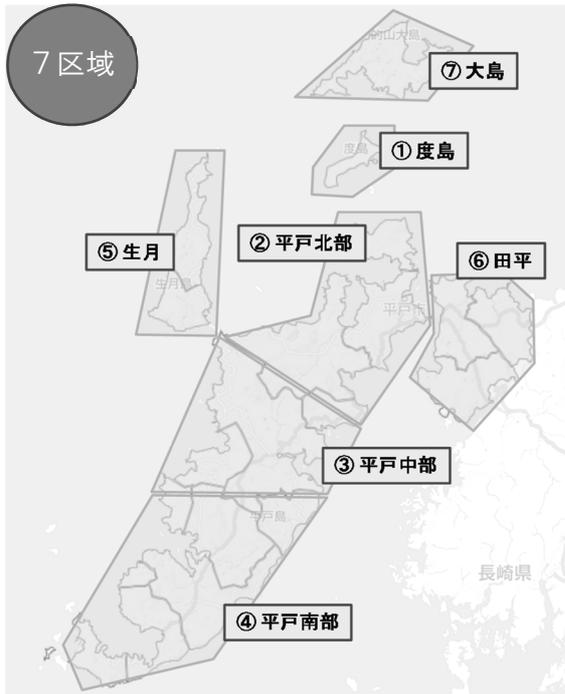
■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定
①利用者支援事業	1 区域 (市内全域)
②地域子育て支援拠点事業	6 区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部・平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】
③妊婦健康診査事業	1 区域 (市内全域)
④乳児家庭全戸訪問事業	1 区域 (市内全域)
⑤養育支援訪問事業	1 区域 (市内全域)
⑥子育て短期支援事業	1 区域 (市内全域)
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1 区域 (市内全域)
⑧一時預かり事業	4 区域 【度島】 【平戸北部・生月・田平】 【平戸中部・平戸南部】 【大島】
⑨延長保育事業	4 区域 【度島】 【平戸北部・生月・田平】 【平戸中部・平戸南部】 【大島】
⑩病児保育事業	1 区域 (市内全域)
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	7 区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部】 【平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】

■区域設定を行わない事業

地域子ども・子育て支援事業	区域設定
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。

■提供区域設定概略図



Map data(C) Google

(3) 提供体制の確保と実施時期

乳幼児期における子どもは、その発達段階に応じた教育・保育施設や地域型保育事業について必要に応じ確保していく必要があります。そのため、平成30年11月から12月に実施したニーズ調査を基に、子どもや保護者の動向を踏まえ、事業の利用実績や現在の供給体制等を勘案し、教育・保育施設及び地域保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

(4) ニーズ量推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにあたっては、就学前児童の保護者を対象者としたニーズ調査の結果を基に、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市における実績や地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

2. 教育・保育における「量の見込み」と「確保の方策」

(1) 各年度における認定区分ごとの教育・保育における量と確保策

【量の見込み】

各提供区域とも、ニーズ調査の結果により見込みました。

区域①【度島】

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	0人	20人		1人	0人	0人	18人		1人	0人
うち市内他地区		3人	17人				3人	15人		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所									
	確認を受けない幼稚園									
	市内他地区 地域型保育事業		1人	1人			1人	1人		
③認可外保育施設		38人		12人			38人		12人	
(②+③)-①	0人	19人		12人	0人	0人	21人		12人	0人

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	0人	17人		1人	0人	0人	17人		1人	0人
うち市内他地区		2人	15人				2人	15人		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所									
	確認を受けない幼稚園									
	市内他地区 地域型保育事業		1人	1人			1人	1人		
③認可外保育施設		38人		12人			38人		12人	
(②+③)-①	0人	22人		12人	0人	0人	22人		12人	0人

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	0人	16人		1人	0人
うち市内他地区		2人	14人		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所				
	確認を受けない幼稚園				
	市内他地区 地域型保育事業		1人	1人	
③認可外保育施設		38人		12人	
(②+③)-①	0人	23人		12人	0人

【課題・実施の方針】

度島には幼稚園等がありませんが、ニーズ調査では教育の利用意向が認められました。現在へき地保育所1か所（認可外保育施設に計上）で対応しています。

区域②【平戸北部】

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	26人	206人		120人	19人	25人	198人		115人	18人
		19人	187人				19人	179人		
うち市内他地区	1人	30人		39人	5人	1人	30人		39人	5人
②確保の内容 認定こども園 幼稚園、保育所	20人	224人		121人	35人	20人	224人		121人	35人
確認を受けない幼稚園										
市内他地区	22人	4人		9人	1人	22人	4人		9人	1人
地域型保育事業				9人	3人				9人	3人
③認可外保育施設		5人		10人	5人		5人		10人	5人
(②+③)-①	16人	27人		29人	25人	17人	35人		34人	26人

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	23人	187人		112人	18人	22人	179人		109人	17人
		18人	169人				18人	161人		
うち市内他地区	1人	30人		39人	5人	1人	30人		39人	5人
②確保の内容 認定こども園 幼稚園、保育所	20人	224人		121人	35人	20人	224人		121人	35人
確認を受けない幼稚園										
市内他地区	22人	4人		9人	1人	22人	4人		9人	1人
地域型保育事業				9人	3人				9人	3人
③認可外保育施設		5人		10人	5人		5人		10人	5人
(②+③)-①	19人	46人		37人	26人	20人	54人		40人	27人

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	21人	172人		105人	17人
		17人	155人		
うち市内他地区	1人	30人		39人	5人
②確保の内容 認定こども園 幼稚園、保育所	20人	224人		121人	35人
確認を受けない幼稚園					
市内他地区	22人	4人		9人	1人
地域型保育事業				9人	3人
③認可外保育施設		5人		10人	5人
(②+③)-①	21人	61人		44人	27人

【課題・実施の方針】

平戸北部は推計児童人口が減少の予測ですが、市内他地区からの受入れも多い状況です。今後も待機児童は発生しない見込みのため、計画期間中は現状の体制で対応していきます。

区域③【平戸中部】

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	1人	59人		43人	12人	1人	57人		41人	12人
うち市内他地区		6人		4人	1人		6人		4人	1人
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	69人		31人	10人		69人		31人	10人
	確認を受けない幼 稚園									
	市内他地区	1人	5人		7人	4人	1人	5人		7人
地域型保育事業										
③認可外保育施設										
(②+③)-①	0人	15人		▲5人	2人	0人	17人		▲3人	2人

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	1人	55人		40人	11人	1人	53人		39人	11人
うち市内他地区		6人		4人	1人		6人		4人	1人
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	69人		31人	10人		69人		31人	10人
	確認を受けない幼 稚園									
	市内他地区	1人	5人		7人	4人	1人	5人		7人
地域型保育事業										
③認可外保育施設										
(②+③)-①	0人	19人		▲2人	3人	0人	21人		▲1人	3人

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	1人	50人		38人	11人
うち市内他地区		6人		4人	1人
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	69人		31人	10人
	確認を受けない幼 稚園				
	市内他地区	1人	5人		7人
地域型保育事業					
③認可外保育施設					
(②+③)-①	0人	24人		0人	3人

【課題・実施の方針】

平戸中部には「教育」を提供する施設がありませんが、ニーズ調査では1号認定（教育）の利用意向が認められました。

現在、区域内認可保育所の認定こども園への移行計画はありませんが、今後のニーズを踏まえ検討します。

区域④【平戸南部】

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	3人	80人		42人	4人	3人	76人		40人	4人
うち市内他地区		4人	76人				3人	73人		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	3人		2人	3人	3人		2人	3人	
確認を受けない幼稚園		79人		36人	15人	79人		36人	15人	
市内他地区		7人		4人		7人		4人		
地域型保育事業										
③認可外保育施設		46人		14人		46人		14人		
(②+③)-①	2人	52人		12人	11人	56人		14人	11人	

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	2人	72人		39人	4人	2人	69人		38人	4人
うち市内他地区		3人	69人				3人	66人		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	3人		2人	3人	3人		2人	3人	
確認を受けない幼稚園		79人		36人	15人	79人		36人	15人	
市内他地区		7人		4人		7人		4人		
地域型保育事業										
③認可外保育施設		46人		14人		46人		14人		
(②+③)-①	3人	60人		15人	11人	63人		16人	11人	

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	2人	66人		37人	4人
うち市内他地区		3人	63人		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	3人		2人	3人
確認を受けない幼稚園		79人		36人	15人
市内他地区		7人		4人	
地域型保育事業					
③認可外保育施設		46人		14人	
(②+③)-①	3人	66人		17人	11人

【課題・実施の方針】

平戸南部には幼稚園等はありませんが1号認定（教育）ニーズがあります。令和2年度に保育所1か所が幼保連携型認定こども園に移行予定です。へき地保育所については、認可外保育施設に計上しています。

区域⑤【生月】

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)	2人	51人		35人	3人	2人	49人		34人	3人	
うち市内他地区		5人	46人				5人	44人			
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	15人	52人		14人	4人	15人	52人		14人	4人
	確認を受けない幼 稚園										
	市内他地区		7人		16人	2人		7人		16人	2人
	地域型保育事業										
③認可外保育施設											
(②+③)-①	13人	8人		▲5人	3人	13人	10人		▲4人	3人	

	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)	2人	46人		33人	3人	2人	43人		32人	2人	
うち市内他地区		4人	42人				3人	40人			
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	15人	52人		14人	4人	15人	52人		14人	4人
	確認を受けない幼 稚園										
	市内他地区		7人		16人	2人		7人		16人	2人
	地域型保育事業										
③認可外保育施設											
(②+③)-①	13人	13人		▲3人	3人	13人	16人		▲2人	4人	

	令和6年度					
	1号	2号		3号		
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1人	41人		30人	2人	
うち市内他地区		3人	38人			
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	15人	52人		14人	4人
	確認を受けない幼 稚園					
	市内他地区		7人		16人	2人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①	14人	18人		0人	4人	

【課題・実施の方針】

生月は3号認定において、計画最終年度で定員不足が解消される見込みとなっています。計画期間中は現状の体制で対応していきます。

区域⑥【田平】

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	48人	156人		93人	19人	47人	151人		90人	18人
うち市内他地区	22人	5人		9人	1人	22人	5人		9人	1人
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	145人		61人	24人	10人	145人		61人	24人
	確認を受けない幼 稚園	60人	10人				10人			
	市内他地区	19人		16人	3人		19人		16人	3人
	地域型保育事業			24人	7人				24人	7人
③認可外保育施設										
(②+③)-①	12人	18人		8人	15人	23人	23人		11人	16人

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	45人	141人		87人	18人	44人	134人		85人	17人
うち市内他地区	22人	5人		9人	1人	22人	5人		9人	1人
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	145人		61人	24人	10人	145人		61人	24人
	確認を受けない幼 稚園	60人	10人				10人			
	市内他地区	19人		16人	3人		19人		16人	3人
	地域型保育事業			24人	7人				24人	7人
③認可外保育施設										
(②+③)-①	27人	33人		14人	16人	26人	40人		16人	17人

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	43人	129人		85人	17人
うち市内他地区	22人	5人		9人	1人
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	145人		61人	24人
	確認を受けない幼 稚園	60人	10人		
	市内他地区	19人		16人	3人
	地域型保育事業			24人	7人
③認可外保育施設					
(②+③)-①	27人	45人		16人	17人

【課題・実施の方針】

田平は地域型保育事業所内保育所が2か所、新制度未移行幼稚園が1か所となっています。令和3年度に認可保育所1か所が認定こども園に移行予定のため、十分な確保の体制が整えられます。

区域⑦【大島】

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	0人	15人		7人	0人	0人	14人		6人	0人
うち市内他地区		2人	13人				2人	12人		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	25人		3人	2人		25人		3人	2人
	確認を受けない幼 稚園									
	市内他地区	1人		1人			1人		1人	
	地域型保育事業									
③認可外保育施設										
(②+③)-①	0人	11人		▲3人	2人	0人	12人		▲2人	2人

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	0人	14人		6人	0人	0人	13人		5人	0人
うち市内他地区		2人	12人				2人	11人		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	25人		3人	2人		25人		3人	2人
	確認を受けない幼 稚園									
	市内他地区	1人		1人			1人		1人	
	地域型保育事業									
③認可外保育施設										
(②+③)-①	0人	12人		▲2人	2人	0人	13人		▲1人	2人

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	0人	13人		4人	0人
うち市内他地区		2人	11人		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	25人		3人	2人
	確認を受けない幼 稚園				
	市内他地区	1人		1人	
	地域型保育事業				
③認可外保育施設					
(②+③)-①	0人	13人		0人	2人

【課題・実施の方針】

大島は子どもの数が少ない地域で、人口推計では今後さらに減少する予測です。児童人口減により供給が足りる状態ですが、将来の施設運営に課題も残ります。

市内全域（合計）

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み （必要利用定員総数）	73人	587人 44人 543人		341人	57人	71人	563人 44人 519人		327人	55人
②確保 の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	594人		266人	90人	50人	594人		266人	90人
	確認を受けない幼 稚園	10人				60人	10人			
	地域型保育事業			33人	10人				33人	10人
③認可外保育施設		89人		36人	5人		89人		36人	5人
(②+③)-①	67人	106人		▲6人	48人	39人	130人		8人	50人

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み （必要利用定員総数）	66人	532人 40人 492人		318人	54人	64人	508人 39人 469人		309人	51人
②確保 の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	594人		266人	90人	50人	594人		266人	90人
	確認を受けない幼 稚園	10人				60人	10人			
	地域型保育事業			33人	10人				33人	10人
③認可外保育施設		89人		36人	5人		89人		36人	5人
(②+③)-①	44人	161人		17人	51人	46人	185人		26人	54人

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①量の見込み （必要利用定員総数）	61人	487人 36人 451人		300人	51人
②確保 の内容	認定こども園 幼稚園、保育所	594人		266人	90人
	確認を受けない幼 稚園	10人			
	地域型保育事業			33人	10人
③認可外保育施設		89人		36人	5人
(②+③)-①	49人	206人		35人	54人

3. 教育・保育の一体的提供推進

新制度への移行後、幼稚園と保育所に加えて、双方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及が促されているところですが、私立の施設においては事業者の教育・保育に対する考え方があり、保護者の共感も利用の背景にあることは考慮する必要があります。

認定こども園への移行促進については、それぞれの事業者の意向及び各地域のニーズを尊重しながら進めることとし、移行にあたっては積極的な情報提供などを行っていきます。

また、教育・保育の一体的な提供においては、単なる施設の統合ではなく、子どもが健やかに育成されるような教育・保育機能の充実（ソフト的整備）の視点も必要です。

4. 教育・保育の提供推進にあたり必要な視点

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。このことから、教育・保育の一体的提供及び教育・保育の提供推進においては、以下の事項を踏まえて検討を進めていくこととします。

- 教育・保育の一体的提供における教育・保育要領との整合性
- 発達や学びの連続性への配慮
- 特定地域型保育事業等との連携
- 小学校教育との円滑な接続

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、新制度未移行幼稚園の保育料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設され、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第7章 地域子ども・子育て支援事業の確保と充実

1. 地域子ども・子育て支援事業の実施

(1) 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

市内全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供の方策・実施の方針】

「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する基本型か、主として行政機関の窓口等を活用した「利用者支援」の特定型のいずれかとされています。

市役所窓口1か所で30年度から母子保健型を実施しており、令和2年度から基本型を事業開始という形で検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。6区域設定で行います。

【量の見込み】

ニーズ調査の算定結果を基に、地域ごとに本事業の主な対象と考えられる家庭（保育施設を利用していない家庭）の率を乗じて見込みました。

市内全域での合計

区域は【度島】【平戸北部】【生月】【田平】【平戸中部・平戸南部】【大島】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,901人日	5,697人日	5,535人日	5,372人日	5,199人日
確保の内容	5,901人日	5,697人日	5,535人日	5,372人日	5,199人日
実施か所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

(年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在の地域子育て支援拠点施設（あいちゃん広場、トコトコ、出張ひろばトコトコ in 紐差、出張ひろばトコトコ in 津吉）で実施し、他地区においては、出張ひろば等を検討します。

区域①【度島】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	27 人日	26 人日	25 人日	24 人日	23 人日
確保の内容	27 人日	26 人日	25 人日	24 人日	23 人日
実施か所数	1 か所				

(年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

度島では、出張ひろばの対応を検討しています。

区域②【平戸北部】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	907 人日	876 人日	851 人日	826 人日	799 人日
確保の内容	907 人日	876 人日	851 人日	826 人日	799 人日
実施か所数	1 か所				

(年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在、平戸北部では、愛の園保育所に併設している地域子育て支援拠点が事業（あいちゃん広場）を行っています。平成30年の延べ利用者数は1,006人（うち保護者447人）であり、引き続き同体制で実施していきます。

区域③【平戸中部・平戸南部】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	571 人日	552 人日	536 人日	520 人日	503 人日
確保の内容	571 人日	552 人日	536 人日	520 人日	503 人日
実施か所数	2 か所				

(年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在の「出張ひろばトコトコ in 紐差」、「出張ひろばトコトコ in 津吉」2か所が事業を行っています。平成30年の延べ利用者数は「出張ひろばトコトコ in 紐差（毎週金曜日開催）」が420人（うち保護者196人）、「出張ひろばトコトコ in 津吉（毎週水曜日開催）」が225人（うち保護者110人）で、引き続き同体制で実施していきます。

区域④【生月】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	44 人日	43 人日	42 人日	40 人日	39 人日
確保の内容	44 人日	43 人日	42 人日	40 人日	39 人日
実施か所数	1 か所				

(年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

生月は、出張ひろばの対応を検討しています。

区域⑤【田平】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,325人日	4,176人日	4,057人日	3,937人日	3,811人日
確保の内容	4,325人日	4,176人日	4,057人日	3,937人日	3,811人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在、平戸市福祉保健センター内に設置された地域子育て支援拠点「トコトコ」で事業を実施しています。平成30年の延べ利用者数は4,883人（うち保護者2,088人）であったことから、見込み以上に需要が伸びたとしてもサービス提供できると考えられます。引き続き同体制で実施していきます。

区域⑥【大島】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	27人日	26人日	25人日	24人日	23人日
確保の内容	27人日	26人日	25人日	24人日	23人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在の認可保育所での実施を検討します。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込み】

推計児童人口で各年度の翌年の0歳児人口を見込みとして設定しました。

市内全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	180人	174人	169人	163人	160人
確保の内容	180人	174人	169人	163人	160人

(年間利用人数)

【提供の方策・実施の方針】

従来同様の方法で実施を継続します。

母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の受診票を14回分渡しています。

妊婦健康診査を受診すると、一定内容の健診項目について健診費用の自己負担額が軽減されます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

【量の見込み】

人口推計で、各年度で生まれる人口(0歳児人口)を対象に実施するものとして見込みました。

市内全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	185人	180人	174人	169人	163人
確保の内容	185人	180人	174人	169人	163人

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

「新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)」として実施しており、同様の体制で継続します。

訪問時期：誕生から4か月まで

訪問者：保健師、助産師、看護師、母子保健推進員

訪問までの流れ：

- 1 出生届のときに乳児(新生児)訪問連絡票を提出。
- 2 訪問連絡票をもとにこども未来課から電話で訪問日の相談、調整。
- 3 決定した日に自宅へ保健師などが訪問し、相談に応じる。

(5) 養育支援訪問事業

乳児全戸訪問の結果、養育支援が特に必要であると判断した家庭について継続した訪問を行うなど、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【量の見込み】

本市の直近3年の実績の平均値を基に見込みました。

市内全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	55人	53人	52人	51人	50人
確保の内容	55人	53人	52人	51人	50人

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

直近の実績は、平成28年度が59件、29年度が46件、30年度が72件でした。

事業の性質から、あらかじめ将来のニーズ量を見込むことは困難ですが、現在の体制で継続実施していきます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【量の見込み】

ニーズ調査を基に、国が示した標準的な算出方法により見込みました。

市内全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	64人日	61人日	59人日	56人日	54人日
確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

現在、市では実施しておらず、過去の利用実績もありません。

施設での宿泊を伴う対応は現状では実施が難しいと考えられ、対応が可能かどうかを検討していきます。また、ファミリー・サポート・センター事業での対応が可能かどうかも含め、検討していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

(子育て援助活動支援事業)：就学児対象

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や就学児を対象に、子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等の見込みと確保の内容について記載しています。

【量の見込み】

小学生高学年はニーズ調査でも見込みが算出されませんでした。

実績等による算出もできないため、量の見込みは0人となっています。

市内全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (低学年)	100人	99人	96人	94人	91人
量の見込み (高学年)	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	100人	99人	96人	94人	91人

(利用者数)

【提供の方策・実施の方針】

現在、ファミリー・サポート・センター事業は、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かりなど実施していない状況です。今後のニーズの高まりや市民の声などを参考に実施を検討していきます。

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。4区域での対応とします。

【量の見込み】

幼稚園での預かり保育については、ニーズ調査を基に、国が示した標準的な算出方法により見込みました。

幼稚園以外での一時預かりについては、実績を基に、各区域別にニーズ調査で「現在定期的保育を利用していない」割合を算出し、さらに定期利用者でも一時預かりを利用するケースを想定し、その利用率を勘案して見込みました。

市内全域での合計

区域は【度島】【平戸北部・生月・田平】【平戸中部・平戸南部】【大島】

■ 幼稚園での預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,939人日	6,939人日	6,939人日	6,939人日	6,939人日
確保の内容	6,939人日	6,939人日	6,939人日	6,939人日	6,939人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(年間延べ人数)

■ 幼稚園以外での預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,191人日	4,191人日	4,191人日	4,191人日	4,191人日
確保の内容	4,191人日	4,191人日	4,191人日	4,191人日	4,191人日
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

(年間延べ人数)

区域①【度島】**■ 幼稚園での預かり保育**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(年間延べ人数)

■ 幼稚園以外での預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

度島には幼稚園がなく、園児を対象とする一時預かりはありません。また、幼稚園以外での預かり保育もありません。今後、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

区域②【平戸北部・生月・田平】**■ 幼稚園での預かり保育**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,366人日	6,366人日	6,366人日	6,366人日	6,366人日
確保の内容	6,366人日	6,366人日	6,366人日	6,366人日	6,366人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(年間延べ人数)

■ 幼稚園以外での預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,774人日	2,774人日	2,774人日	2,774人日	2,774人日
確保の内容	2,774人日	2,774人日	2,774人日	2,774人日	2,774人日
実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

幼稚園での預かり保育は区域内の幼稚園の施設減が予定されるため、幼稚園以外での預かり保育の充実などの方策が求められます。幼稚園以外での預かり保育は、現在事業を実施している認可保育所等において継続して実施します。

区域③【平戸中部・平戸南部】**■ 幼稚園での預かり保育**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	573人日	573人日	573人日	573人日	573人日
確保の内容	573人日	573人日	573人日	573人日	573人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(年間延べ人数)

■ 幼稚園以外での預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,252人日	1,252人日	1,252人日	1,252人日	1,252人日
確保の内容	1,252人日	1,252人日	1,252人日	1,252人日	1,252人日
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

幼稚園での預かり保育はニーズが認められますが、区域内に幼稚園がないため幼稚園以外での対応が求められます。幼稚園以外での預かり保育は、現在事業を実施している認可保育所において継続して実施します。

区域④【大島】**■ 幼稚園での預かり保育**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(年間延べ人数)

■ 幼稚園以外での預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	165人日	165人日	165人日	165人日	165人日
確保の内容	165人日	165人日	165人日	165人日	165人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

幼稚園での預かり保育はニーズが認められませんでした。

幼稚園以外での預かり保育については、現在事業を実施している認可保育所において継続して実施します。

(9) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。4区域での対応とします。

【量の見込み】

度島及び大島には延長保育の実施はありませんが、ニーズ調査ではニーズが見込まれるため、ニーズ調査の結果を勘案して見込みました。

区域②【平戸北部・生月・田平】、区域③【平戸中部・平戸南部】ではニーズ調査の結果を勘案し、実績に基づき見込みを算定しました。

市内全域での合計

区域は【度島】【平戸北部・生月・田平】【平戸中部・平戸南部】【大島】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	21,876人日	21,876人日	21,876人日	21,876人日	21,876人日
確保の内容	20,979人日	20,979人日	20,979人日	20,979人日	20,979人日
実施か所数	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

直近の実績は、平成28年度が25,139人、29年度が24,671人、30年度が21,795人となっており、現状の体制を継続して需要に対応します。

区域①【度島】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	547人日	547人日	547人日	547人日	547人日
確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

度島では現状、延長保育は実施していません。

現状では、地域型保育事業への移行の可能性は低いため、他事業での実施が可能か検討します。

区域②【平戸北部・生月・田平】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14,854人日	14,854人日	14,854人日	14,854人日	14,854人日
確保の内容	14,854人日	14,854人日	14,854人日	14,854人日	14,854人日
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

区域②【平戸北部・生月・田平】の延長保育は平戸北部5か所（みのりこども園、しおかこども園、愛の園保育所、光の園保育園、中野愛児園）で7,671人日、田平5か所（平戸口社会館、若葉保育園、花園保育園、谷川病院にこここハウス、青洲会病院とびっこ保育園）で7,525人日、合計15,196人日の年間利用実績があります（平成30年度）。

生月での事業実施を検討し、生月以外の地区は、現状の体制を継続して需要に応えます。

区域③【平戸中部・平戸南部】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,125人日	6,125人日	6,125人日	6,125人日	6,125人日
確保の内容	6,125人日	6,125人日	6,125人日	6,125人日	6,125人日
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

区域③【平戸中部・平戸南部】の延長保育は平戸中部2か所（東和愛児園、獅子保育園）で2,671人日、平戸南部3か所（中津良保育所、津吉保育所、小鳩保育園）で3,928人日、合計6,599人日の年間利用実績があります（平成30年度）。

現状の体制を継続して需要に応えます。

区域④【大島】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	350人日	350人日	350人日	350人日	350人日
確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

区域④【大島】では現状、延長保育は実施していません。

現状では、保育士の確保等が困難であり、他事業の活用を検討します。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

ニーズ調査を基に、国が示した標準的な算出方法により見込みました。

市内全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,020 人日	1,939 人日	1,856 人日	1,785 人日	1,725 人日
確保の内容	2,020 人日	1,939 人日	1,856 人日	1,785 人日	1,725 人日
実施か所数	0 か所				

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

現在、実施のない事業であり、アンケートでは具体的な利用者負担（医療機関への受診、診断書料及び利用料等）を示さずに利用希望を質問しているため、実際の利用希望がアンケートでの希望同等に発生するかどうかは不明です。また、本市の医療機関及び保育施設は、医師不足や保育士の確保に苦慮している状況であります。さらに、アンケートでは「父親が休んだ（27.7%）」、「母親が休んだ（89.2%）」と親が休んで対応しているケースは多く、そのうち「利用したいと思わない」と答えた方が 58.0%おり、必ずしも施設へ預けることを希望していないことがうかがえます。休んで看ることが難しい理由として、「子どもの看護を理由に休みが取れない（8.0%）」、「自営業なので休めない（6.3%）」、「休曜日数が足りないので休めない（8.9%）」と回答もあることから、職場環境・社会環境の改善も重要と考えられます。

病児・病後児の対応ではファミリー・サポート・センター事業によるものも考えられますが、現状としては、預かり時における提供会員の不安感等の理由により病児・病後児の預かり保育は行っていません。

今後、上記のことを踏まえ、事業実施を検討していきます。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。幼児期の教育・保育と同じく7区域で対応します。

【量の見込み】

ニーズ調査による意向を参考に、実績による出現率を乗じて見込みました。

市内全域で記載

地区は【度島】【平戸北部】【平戸中部】【平戸南部】【生月】【田平】【大島】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	281人	280人	271人	263人	248人
小学1年生	71人	74人	68人	70人	58人
小学2年生	56人	54人	54人	50人	51人
小学3年生	61人	59人	57人	59人	54人
小学4年生	48人	50人	48人	44人	46人
小学5年生	33人	31人	32人	28人	28人
小学6年生	12人	12人	12人	12人	11人
②確保の方策	223人	280人	271人	263人	248人

(登録児童数)

※区域③【平戸中部】は参考の推計のため除く合計。

【提供の方策・実施の方針】

整備にあたっては利用料金を示した上で再度利用の意向を調べ、実施の有無を決定していきます。

提供の方策として、学校内のほか公民館・保育所併設、民間空き家利用、NPOや社会福祉法人への委託、運営委員会方式による運営などが考えられます。

区域①【度島】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
小学1年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学2年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学3年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学4年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学5年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学6年生	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の方策	0人	0人	0人	0人	0人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

度島には現在、放課後児童クラブはありません。ニーズ調査でも見込みが0人となりましたが、今後のニーズの高まりをみて実施を検討していきます。

区域②【平戸北部】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	84人	82人	79人	76人	74人
小学1年生	25人	25人	24人	24人	22人
小学2年生	15人	14人	13人	13人	13人
小学3年生	18人	17人	16人	16人	16人
小学4年生	16人	16人	16人	14人	14人
小学5年生	7人	7人	7人	6人	6人
小学6年生	3人	3人	3人	3人	3人
②確保の方策	84人	82人	79人	76人	74人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

平戸小学校の余裕教室で平戸学童保育所「なのはなクラブ」を、みのりこども園で「みのりの森児童クラブ」を実施中です。

現状の体制を継続して需要に応えます。

区域③【平戸中部】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	65人	66人	59人	59人	59人
小学1年生	18人	21人	14人	17人	10人
小学2年生	13人	13人	13人	9人	15人
小学3年生	13人	12人	10人	11人	11人
小学4年生	11人	12人	12人	12人	14人
小学5年生	7人	5人	7人	6人	6人
小学6年生	3人	3人	3人	4人	3人
②確保の方策	0人	0人	0人	0人	0人

(登録児童数)

※【平戸中部】の見込みは平戸南部の比率を参考に年齢人口を乗じて算出。

【提供の方策・実施の方針】

現在、平戸中部には放課後児童クラブはありません。今後、事業開始を検討していきます。

区域④【平戸南部】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	58人	60人	54人	54人	46人
小学1年生	15人	18人	13人	16人	7人
小学2年生	11人	11人	12人	9人	11人
小学3年生	11人	10人	9人	11人	8人
小学4年生	11人	13人	11人	10人	12人
小学5年生	7人	5人	6人	5人	5人
小学6年生	3人	3人	3人	3人	3人
②確保の方策	0人	60人	54人	54人	46人

(登録児童数)

※【平戸南部】の見込みは市独自のアンケートによる利用希望者の割合により見込みました。

【提供の方策・実施の方針】

現在、平戸南部には放課後児童クラブはありません。令和3年度の実施開始を検討中です。

区域⑤【生月】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	55人	55人	55人	52人	51人
小学1年生	8人	8人	8人	8人	8人
小学2年生	13人	13人	13人	12人	12人
小学3年生	8人	8人	8人	8人	8人
小学4年生	11人	11人	11人	10人	10人
小学5年生	9人	9人	9人	8人	8人
小学6年生	6人	6人	6人	6人	5人
②確保の方策	55人	55人	55人	52人	51人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

生月小学校の余裕教室で「生月学童保育所生っ子クラブ」を実施中です。

区域⑥【田平】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	84人	83人	83人	81人	77人
小学1年生	23人	23人	23人	22人	21人
小学2年生	17人	16人	16人	16人	15人
小学3年生	24人	24人	24人	24人	22人
小学4年生	10人	10人	10人	10人	10人
小学5年生	10人	10人	10人	9人	9人
小学6年生	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の方策	84人	83人	83人	81人	77人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

田平北小学校敷地内の施設で放課後児童クラブ「ビートル」を実施中です。

田平南小学校及び田平東小学校の利用希望者については、通所支援を実施しています。

区域⑦【大島】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
小学1年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学2年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学3年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学4年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学5年生	0人	0人	0人	0人	0人
小学6年生	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の方策	0人	0人	0人	0人	0人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

現在、大島には放課後児童クラブはありません。潜在ニーズ量も少ないことから、他事業の活用等を検討していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

【提供の方策・実施の方針】

教育・保育施設が行う実費徴収の実態に合わせ、国の方針等による財源の確保を踏まえて制度設計を行うこととします。その際は原則として国の指針に沿う形で検討します。幼児教育・保育の無償化の実施に伴う副食費（おかず代等）の取扱いについては、国の指針等に合わせ、事業を継続して行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業です。

【提供の方策・実施の方針】

保育の実施体制を強化することは本市の課題の一つでもあります。認可を受ける施設の設置について、市域への民間事業者の新規参入には採算性、事業継続の観点から難しい面もあると思われます。

2. 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産後の休業及び育児休業後の希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、以下の事業等を通じて保護者に対する情報提供や支援を行うとともに、本計画による教育・保育サービスの整備を着実に進めます。

- 利用者支援事業による情報提供・利用支援
- 地域子育て支援拠点事業を通じての情報提供
- 妊娠届時における情報提供
- 乳児家庭全戸訪問事業を通じての状況把握・情報提供

3. 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備

仕事と育児の両立を支援するためには、安心・安全な保育サービスの充実を図るとともに、雇用環境の整備も重要です。ただし、市として個々の職場環境の制度等に対応することは適切と考えられないこと、また、保護者も含めた社会全般の雇用環境改善への意識醸成も第一に必要と思われることなどから、これまでの施策を踏まえ、子育て環境や就労環境に対する改善意識の醸成を推進するための広報や情報提供について、国、県、関係団体等と連携を図りながら取組を進めることとします。

4. 専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障がい児など特別な支援が必要な子どもに対応する施策など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して県が行う施策については、積極的に連携を図り、市の実情に応じた施策を関係各機関とも調整しながら進めることとします。

5. 新・放課後子ども総合プランへの対応

平成 26 年に全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、国により「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成 30 年には、全国で令和 3 年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童を解消することなどを目標とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定されています。

本計画は「新・放課後子ども総合プラン市町村行動計画」の役割も持たせることから、次のとおり事業の整備量、実施の方策を設定します。

取組及び実施の方策
<p>●放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 見込み/登録児童数 263人⇒確保方策 263人
<p>●一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量</p> <p>【実施の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの充実を図りながら、関係部署と連携し、具体的な方策を検討します。今後も公民館事業としての放課後子ども教室と、放課後児童クラブの連携を図ります。
<p>●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施に関する具体的な方策</p> <p>【実施の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室各々の充実を図り、安全安心な放課後等の居場所の確保に努め、一体的又は連携による実施については、実施可能であるかも含め今後協議していきます。
<p>●小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策</p> <p>【実施の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の余裕教室の活用については、現在の利用状況を踏まえ、学校教育に支障のない範囲で、必要に応じて今後実施方法を検討します。 ・実施している場所については、今後も継続して実施する予定です。 ・学校施設全体を有効に活用し、放課後等の教室・校庭・体育館などを活動場所とします。学校と協議しながら、児童が自由にのびのびと過ごせるよう活動場所を確保していきます。
<p>●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策</p> <p>【実施の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、こども未来課及び放課後児童クラブ等の関係者で積極的な情報交換、共有を行います。 ・共通のプログラムを協議するなど、情報交換を図りながら事業を実施していきます。
<p>●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策</p> <p>【実施の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と情報共有を図り、適宜、学校や関係機関とも情報交換を行いながら、児童にとって一番良い環境を一緒に考えていきます。
<p>●地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組</p> <p>【実施の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所時間の延長については、地域の状況を把握し、学校や放課後児童クラブ事業者等と協議の上、実施を検討します。
<p>●放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策</p> <p>【実施の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことを目的に、世代の異なる多くの大人や異年齢の児童との交流、様々な活動・体験を通して、より人間関係を深め、自分で考え行動する力を培えるようサポートしていきます。

第8章 計画の推進体制

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動や子育て支援団体等とより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

1. 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健、医療、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民参画の下、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や市関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

全ての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、職務を遂行するよう知識と意識を高めていきます。

市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取組が行えるよう計画内容の広報・啓発に努めます。

福祉、保健、医療、教育等の市の所管によらない関係機関とも一層の連携を強化し、施策に関する問題やニーズを常に把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも密接な連携を図りながら施策を推進します。

2. 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

計画の公表、市民意見の反映

本計画は市のホームページに掲載するとともに、広報誌「広報ひらど」にて計画の概要を紹介します。

本計画に関するご意見は随時担当部局（福祉部 こども未来課）にて受け付け、事業の見直しや推進への反映を図ります。

また、本計画にて実施する事業や様々な活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪など、あらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

平戸市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日 条例第 44 号

改正

平成 26 年 3 月 25 日 条例第 4 号

平成 26 年 12 月 22 日 条例第 33 号

平成 29 年 12 月 15 日 条例第 36 号

平戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、平戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画に関する事務
- (3) 本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年平戸市条例第36号）別表に規定する「その他の委員」の額とする。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子ども未来課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に招集すべき子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年3月25日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の平戸市子ども・子育て会議条例により新たに任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成28年9月30日までとする。

（平戸市次世代育成支援対策地域協議会条例の廃止）

3 平戸市次世代育成支援対策地域協議会条例（平成17年平戸市条例第77号）は、廃止する。

附 則（平成29年12月15日条例第36号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平戸市子ども・子育て会議 委員名簿

令和2年3月1日

	分野	所属機関	役職名	委員名	
1	保護者	子育てサークル代表	のびのびキッズ	代表	松山涼子
2		へき地保育所保護者代表	野子町へき地保育所	保護者	柴山正宗
3		保育所保護者代表	愛の園保育所	保護者	大畑俊介
4		小学校PTA代表	平戸市立度島小学校PTA	会員	中瀬咲子
5	関係者	子育て支援団体	NPO 法人 しあわせの木	理事長	森宮子
6		保育会代表	平戸市保育会	会長	間瀬光徳
7		幼稚園代表	やよい幼稚園	園長	松永絹江
8		放課後児童クラブ代表	平戸学童保育所 なのはなクラブ	指導員	野上香穂里
9		療育関係団体	あったかさん21	保育士	冠真都子
10		医療機関代表	平戸市医師会	会長	柿添圭嗣
11		母子保健推進員	平戸市母子保健推進員	推進員	石丸至子
12		主任児童委員代表	平戸市民生委員児童委員協議会連合会	主任児童委員	大浦美知子
13		社会福祉協議会	平戸市社会福祉協議会	事務局長	相知清隆
14		雇用・労働関係	平戸商工会議所	女性会 会長	森公子
15	学識経験者	小学校長会	平戸市校長会	副会長	山村昭文
16	行政	教育委員会	平戸市学校教育課	指導主事	石橋京子
17		福祉部	平戸市福祉部	部長	榊田俊介



平戸市福祉シンボルマーク
「福祉の『ふ』を原型に、
助け合い(相互扶助)が咲かせる花」を
デザインしたものです。

第2期平戸市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月
発行者 平戸市福祉部こども未来課
〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3
電話：0950-22-9137（直通）FAX：0950-22-4421